

有価証券報告書

第 71 期

自 平成27年 1 月 1 日

至 平成27年12月31日

株式会社千趣会

目 次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 仕入実績	8
3. 販売実績	8
4. 対処すべき課題	9
5. 事業等のリスク	17
6. 経営上の重要な契約等	18
7. 研究開発活動	20
8. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	20
第3 設備の状況	22
1. 設備投資等の概要	22
2. 主要な設備の状況	22
3. 設備の新設、除却等の計画	22
第4 提出会社の状況	23
1. 株式等の状況	23
(1) 株式の総数等	23
(2) 新株予約権等の状況	23
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	25
(4) ライツプランの内容	25
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	25
(6) 所有者別状況	25
(7) 大株主の状況	26
(8) 議決権の状況	27
(9) ストックオプション制度の内容	27
(10) 従業員株式所有制度の内容	27
2. 自己株式の取得等の状況	28
3. 配当政策	29
4. 株価の推移	29
5. 役員の状況	30
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	33
第5 経理の状況	43
1. 連結財務諸表等	44
(1) 連結財務諸表	44
(2) その他	74
2. 財務諸表等	75
(1) 財務諸表	75
(2) 主な資産及び負債の内容	86
(3) その他	86
第6 提出会社の株式事務の概要	87
第7 提出会社の参考情報	88
1. 提出会社の親会社等の情報	88
2. その他の参考情報	88
第二部 提出会社の保証会社等の情報	89

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【事業年度】	第71期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）
【会社名】	株式会社千趣会
【英訳名】	SENSHUKAI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星野 裕幸
【本店の所在の場所】	大阪市北区同心1丁目8番9号
【電話番号】	06-6881-3100（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務本部長 井阪 義昭
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区同心1丁目8番9号
【電話番号】	06-6881-3120
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務本部長 井阪 義昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月		平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高	百万円	137,261	145,750	141,552	142,526	134,321
経常利益又は経常損失(△)	百万円	3,233	2,765	4,631	3,549	△2,540
当期純利益又は 当期純損失(△)	百万円	1,583	2,029	4,046	1,798	△5,307
包括利益	百万円	2,683	4,224	6,380	3,870	△6,316
純資産額	百万円	41,444	44,932	50,359	53,160	53,705
総資産額	百万円	90,441	92,887	98,800	100,785	105,352
1株当たり純資産額	円	956.94	1,037.48	1,162.81	1,227.52	1,028.17
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	円	36.56	46.86	93.43	41.52	△108.03
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	37.52	—
自己資本比率	%	45.8	48.4	51.0	52.7	51.0
自己資本利益率	%	3.9	4.7	8.5	3.5	△9.9
株価収益率	倍	14.1	11.3	9.4	20.2	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	448	2,337	2,174	2,722	3,400
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,077	△3,606	△2,168	△1,540	△8,053
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,727	991	△986	△91	11,060
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	7,500	7,452	6,495	7,910	14,303
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	人	1,578 (1,593)	1,619 (1,490)	1,635 (1,376)	1,801 (1,392)	1,987 (1,393)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第67期、第68期及び第69期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第71期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第71期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月		平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高	百万円	124,083	130,589	126,483	121,851	110,052
経常利益又は経常損失(△)	百万円	3,513	2,654	3,634	2,496	△4,360
当期純利益又は 当期純損失(△)	百万円	1,932	1,916	3,214	1,376	△5,701
資本金	百万円	20,359	20,359	20,359	20,359	22,304
発行済株式総数	千株	47,630	47,630	47,630	47,630	52,230
純資産額	百万円	41,211	44,505	48,959	51,284	51,431
総資産額	百万円	85,724	86,855	91,417	92,817	93,560
1株当たり純資産額	円	951.56	1,027.63	1,130.48	1,184.19	985.15
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円	14.00 (7.00)	20.00 (10.00)	24.00 (12.00)	24.00 (12.00)	8.00 (4.00)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	円	44.62	44.26	74.21	31.80	△116.05
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	28.74	—
自己資本比率	%	48.1	51.2	53.6	55.3	55.0
自己資本利益率	%	4.8	4.5	6.9	2.7	△11.1
株価収益率	倍	11.6	12.0	11.9	26.3	—
配当性向	%	31.4	45.2	32.3	75.5	—
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	人	802 (—)	818 (—)	864 (—)	899 (—)	867 (—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第67期、第68期及び第69期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第71期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第71期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 臨時従業員の平均雇用人数については、従業員数の100分の10未満であったため、記載しておりません。

2【沿革】

提出会社（昭和21年3月22日設立、昭和50年12月31日を合併期日として千趣興産株式会社を合併、同時に商号を協和海運株式会社から千趣興産株式会社に変更し、本店を兵庫県宝塚市から大阪市北区に移転、昭和52年9月30日商号を千趣興産株式会社から株式会社千趣会に変更、額面50円）は、株式会社千趣会（昭和30年11月9日設立、本店・大阪市北区、額面500円、以下「旧株式会社千趣会」という）の額面金額を変更するため、昭和52年9月30日を合併期日として同社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。

提出会社は、合併後において、被合併会社の営業活動を全面的に承継いたしました。

従って、実質上の存続会社は被合併会社である旧株式会社千趣会でありますから、以下に記載する合併前の状況につきましては、別段の記述がない限り、実質上の存続会社に関するものであります。

年月	沿革
昭和28年10月 昭和30年11月	創業者高井恒昌が味楽会（現在の株式会社千趣会）を大阪市中央区において個人で創業。 法人組織に改組し、こけし人形の頒布を主たる目的として株式会社千趣会を設立、大阪市城東区において営業を開始。
昭和31年7月	大阪市北区に本店を移転。
昭和48年4月	全額出資の株式会社越前カントリー倶楽部（現千趣会ゼネラルサービス株式会社）設立。
昭和50年7月	カタログ事業部発足。
昭和52年10月	千趣興産株式会社と合併。
昭和59年5月	株式を大阪証券取引所市場第二部に上場。
昭和60年10月	大阪市北区にビジネスセンタービル完成。
昭和61年7月	兵庫県西宮市に甲子園商品センター稼働。
昭和63年7月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
平成2年9月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定。
平成4年10月	大阪市北区にビジネスセンタービル2号館完成。
平成5年9月	全額出資の千趣会香港有限公司設立。
平成6年6月	全額出資の株式会社千趣ビジネスサービス設立。
平成7年8月	岐阜県可児市に中部商品センター（現可児DC（ディストリビューションセンター））稼働。
平成9年9月	栃木県鹿沼市に鹿沼商品センター稼働。
平成10年10月	全額出資の千趣物流株式会社（現千趣ロジスコ株式会社）設立。
平成12年7月	全額出資の千趣会コールセンター株式会社設立。
平成15年7月	株式会社千趣会イイハナに出資。
平成16年9月	株式会社首都圏千趣会等の各地区販売子会社8社を株式会社ベルメゾン・サービスセンター（現千趣会サービス・販売株式会社）として統合。
平成18年2月	株式会社ディー・エヌ・エーとの合併で株式会社モバコレを設立。
平成19年11月	株式会社ディアーズ・ブレインに出資。
平成20年1月	東京支社を東京本社（東京都品川区）と改称し、二本社制に移行。
平成20年5月	株式会社ディアーズ・ブレインに追加出資を行い、子会社化。
平成20年10月	本社を大阪市北区同心1丁目8番9号に移転。
平成21年1月	上海千趣商貿有限公司を通じて中国上海市に海外初出店となる『BELLE MAISON（ベルメゾン）』をオープン。
平成22年11月	株式会社モバコレに追加出資を行い、子会社化。
平成24年8月	全額出資の株式会社ベルメゾンロジスコを設立。
平成25年9月	株式会社主婦の友ダイレクト（現株式会社ベルネージュダイレクト）に出資、子会社化。
平成25年11月	全額出資の株式会社千趣会チャイルドケアを設立。
平成27年3月	株式会社プラネットワークに出資、子会社化。
平成27年9月	ワタベウェディング株式会社に出資、持分法適用関連会社化。
平成27年12月	岐阜県美濃加茂市に美濃加茂DC（ディストリビューションセンター）稼働。

3 【事業の内容】

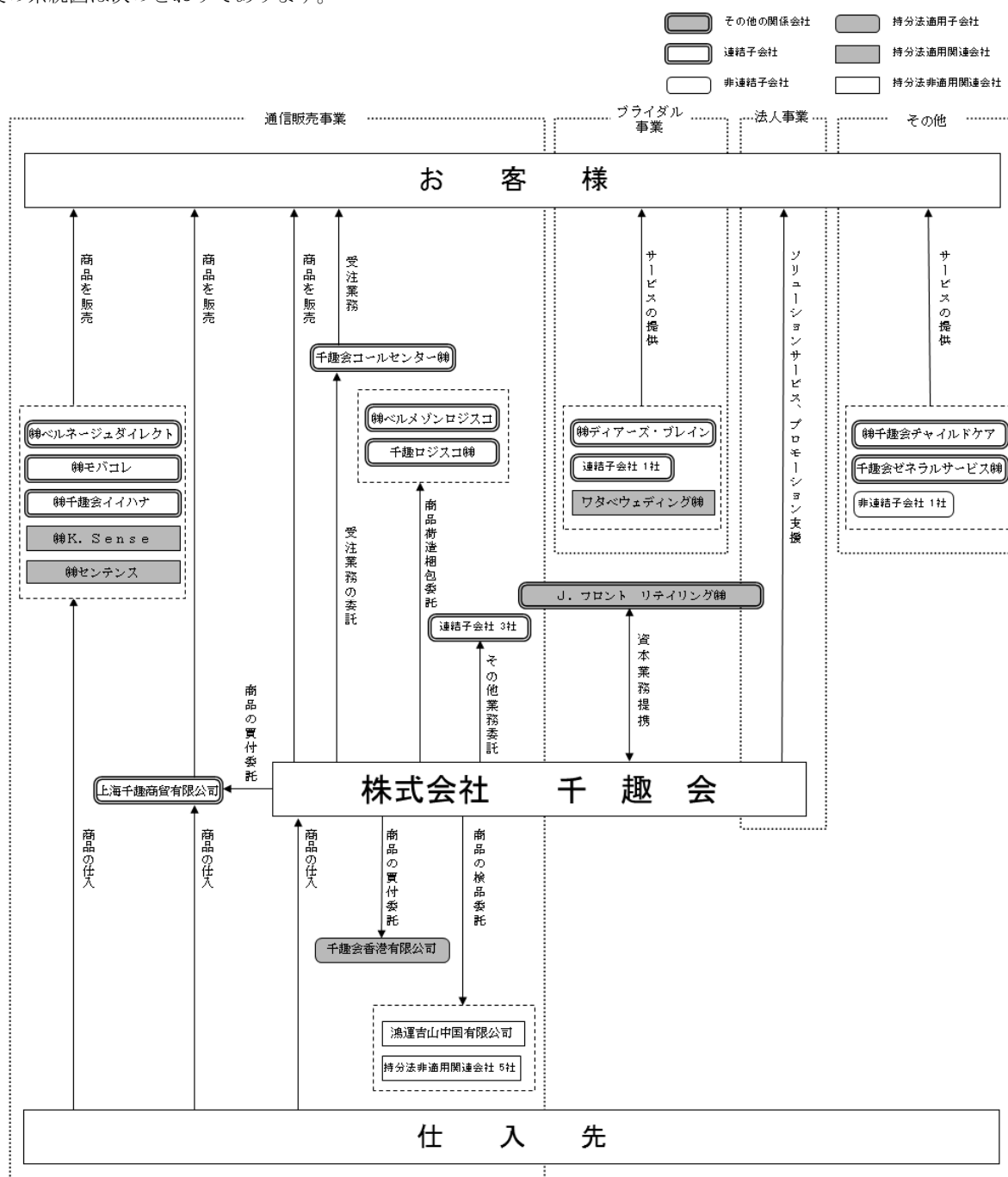
当社が属する企業集団は、提出会社、子会社16社、関連会社9社及びその他の関係会社1社で構成され、通信販売事業を主たる事業とし、ブライダル事業、法人事業、その他の事業を営んでおります。

当社グループが営んでいる主な事業内容と位置づけ、セグメントとの関連は次のとおりであります。

区分	主な事業内容	会社名
通信販売事業	通信販売事業	当社、(株)ベルネージュダイレクト、(株)モバコレ、上海千趣商貿有限公司、他13社
	テレマーケティング業	千趣会コールセンター(株)
	物流システム業	(株)ベルメゾンロジスコ、千趣ロジスコ(株)
ブライダル事業		(株)ディアーズ・ブレイン、ワタベウェディング株式会社、他1社
法人事業		当社
その他		(株)千趣会チャイルドケア、千趣会ゼネラルサービス(株)、他1社

(注) 株式会社主婦の友ダイレクトは、平成27年7月1日付で社名を株式会社ベルネージュダイレクトに変更しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ディアーズ・ブレイン	東京都港区	600	ブライダル事業	100.0	資金の貸付を行っております。 役員の兼任等・・・有
㈱ベルネージュダイレクト	東京都千代田区	470	通信販売事業	66.6	債務保証を行っております。 役員の兼任等・・・有
㈱モバコレ	東京都品川区	200	通信販売事業	100.0	事務所の賃貸を行っております。 役員の兼任等・・・無
㈱ベルメゾンロジスコ	岐阜県可児市	100	通信販売事業	100.0	商品の荷造・梱包の委託を行っております。 役員の兼任等・・・無
千趣ロジスコ㈱	兵庫県西宮市	100	通信販売事業	100.0	商品の荷造・梱包の委託を行っております。 役員の兼任等・・・無
千趣会コールセンター㈱	大阪市北区	60	通信販売事業	100.0	受注業務の委託を行っております。 役員の兼任等・・・無
その他8社	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) ワタベウェディング㈱ (注) 3、4	京都市下京区	4,176	ブライダル事業	34.0 (8.0)	資本業務提携契約を締結しております。 役員の兼任等・・・無
㈱K. Sense	東京都千代田区	100	通信販売事業	49.0	役員の兼任等・・・有
㈱センチンス	大阪市中央区	80	通信販売事業	49.0	役員の兼任等・・・有
(その他の関係会社) J. フロント リテイリング㈱ (注) 3	東京都中央区	30,000	グループ会社の 経営管理	(被所有) 22.6	資本業務提携契約を締結しております。 役員の兼任等・・・無

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。また、その他の関係会社につきましては主となる事業について記載しております。
2. 上記会社は、特定子会社に該当していません。
3. 有価証券報告書を提出しております。
4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成27年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
通信販売事業	1,264 (1,154)
プライダル事業	496 (206)
法人事業	41 (2)
報告セグメント計	1,801 (1,362)
その他	52 (9)
全社 (共通)	134 (22)
合計	1,987 (1,393)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員 (社員及び契約社員) であります。
 2. 従業員数欄の (外書) は、臨時雇用者の年間平均雇用人員 (1日7.5時間換算) であります。
 3. 従業員が前連結会計年度末に比べ186名増加した理由は、主としてプライダル事業における連結子会社の増加及び新規出店によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
867	41.8	13.7	6,739

セグメントの名称	従業員数 (人)
通信販売事業	692
法人事業	41
報告セグメント計	733
全社 (共通)	134
合計	867

- (注) 1. 従業員数は、就業人員 (社員及び契約社員) であり、子会社等への出向社員 (49人) は含んでおりません。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
 4. 社員の定年は、満60歳であります。

(3) 労働組合の状況

提出会社には千趣会労働組合 (昭和49年3月22日結成) が、千趣ロジスコ(株)には全労連・全国一般千趣会パート労働組合 (甲子園商品センター内にて平成11年3月11日結成) があります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融政策を背景に、経済全体では緩やかな回復基調で推移いたしました。中国経済をはじめとした海外景気の下振れ懸念等から、今後も不透明な経営環境が続くと予想しております。小売業界におきましては、消費増税や円安の影響を受けた生活必需品を中心とした物価上昇に伴う消費者の慎重な購買意識に加え、度重なる天候不順や暖冬の影響もあり、節約志向とともに選別消費の傾向が一層強まるなど、引き続き厳しい状況が続いております。

当連結会計年度の売上高は、消費増税や円安を原因とした消費者物価の上昇を背景にお客様の節約志向や慎重な購買行動が続き、通信販売事業において前年度を下回り、1,343億21百万円（前期比5.8%減）となりました。

利益面に関しましては、通信販売事業において売上不振に伴うセール販売比率の増加と在庫適正化に取り組んだ結果、売上総利益率が悪化し、営業損失は34億37百万円（前期は30億88百万円の営業利益）となりました。経常損失は25億40百万円（前期は35億49百万円の経常利益）、当期純損失は減損損失等もあり53億7百万円（前期は17億98百万円の当期純利益）となりました。

なお、セグメント別の概況は以下のとおりであります。

[通信販売事業]

カタログ及びインターネットを中心とする通信販売事業は消費増税後の消費マインドの冷え込みが長期化したことで、当社のボリュームゾーンである中価格帯の商品が非常に伸び悩みました。また優良顧客向けの販促施策が奏功しなかったことも売上減少の一因となり、当連結会計年度の売上高は1,139億76百万円（前期比9.0%減）となりました。

利益面に関しましては、売上減少に伴いセール販売比率が上昇、また在庫適正化による商品在庫処分増加により売上総利益率が悪化し営業損失は45億97百万円（前期は19億21百万円の営業利益）となりました。

[ブライダル事業]

ハウスウェディングを中心とするブライダル事業の当連結会計年度の売上高は、新店舗オープンと株式会社ブライダルネットワークを子会社化したこと等により152億81百万円（前期比19.9%増）となりました。しかしながら営業利益は、新店費用の先行発生と組単価の減少により6億82百万円（前期比18.2%減）となりました。

[法人事業]

法人向けの商品・サービスを提供する法人事業の当連結会計年度の売上高は42億14百万円（前期比6.8%増）となりました。営業利益は3億67百万円（前期比20.9%増）となりました。

[その他]

保険・クレジットなどを主とするサービス事業と保育事業などを行うその他の事業の当連結会計年度の売上高は、保育事業において保育園を2園開園したこともあり8億48百万円（前期比58.5%増）となりました。営業利益は97百万円（前期比272.4%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は143億3百万円となり、前連結会計年度末と比較して63億93百万円の増加となりました。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、34億円の収入（前期は27億22百万円の収入）となりました。主なプラス要因は、たな卸資産の減少額35億59百万円、減価償却費29億21百万円、売上債権の減少額25億56百万円であり、主なマイナス要因は、税金等調整前当期純損失38億34百万円、法人税等の支払額13億98百万円であります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、80億53百万円の支出（前期は15億40百万円の支出）となりました。主なプラス要因は、定期預金の払戻による収入13億円、投資有価証券の償還による収入3億円であり、主なマイナス要因は、有形固定資産の取得による支出49億25百万円、投資有価証券の取得による支出26億43百万円、定期預金の預入による支出10億円、無形固定資産の取得による支出8億28百万円であります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、110億60百万円の収入（前期は91百万円の支出）となりました。主なプラス要因は、長期借入れによる収入78億円、株式の発行による収入38億68百万円、自己株式の処分による収入36億37百万円であり、主なマイナス要因は、長期借入金の返済による支出26億93百万円、配当金の支払額7億30百万円であります。

2【仕入実績】

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（%）
通信販売事業	60,934	△9.9
ブライダル事業	1,389	14.9
法人事業	200	△9.2
報告セグメント計	62,524	△9.4
その他	21	—
合計	62,545	△9.4

- (注) 1. 金額は仕入価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【販売実績】

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（%）
通信販売事業	113,976	△9.0
ブライダル事業	15,281	19.9
法人事業	4,214	6.8
報告セグメント計	133,473	△6.0
その他	848	58.5
合計	134,321	△5.8

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 数量については、品目が多岐にわたるため、表示を省略しております。
3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

4 【対処すべき課題】

(1) 当面の対処すべき課題の内容等

当社グループは、平成26年度より始まり平成30年度を最終年度とする中長期経営計画『Innovate for Smiles 2018』を掲げ、通販市場において独自性のある確固たるポジションの構築、企業ビジョン「ウーマン・スマイル・カンパニー」にふさわしい新規事業の展開にグループを挙げて取り組んでまいりました。

しかし、長引く消費の低迷、EC市場における競争の激化などの厳しい外部経営環境下における売上・利益計画の未達、J. フロント リテイリング株式会社及びワタベウエディング株式会社との資本業務提携の実現及び株式会社プラネットワークの100%株式取得によるグループ体制・内部環境の変化等を鑑み、基本方針は引継ぎながら戦略の一部見直しを行い、経営目標の修正を行いました。

具体的には平成30年12月期において連結売上高1,650億円、営業利益50億円、自己資本当期純利益率（ROE）7%を新たな経営目標として掲げております。事業ごとの基本方針及び戦略は以下のとおりです。

①通信販売事業

顧客ターゲットごとに最適なPB（プライベートブランド）の展開、各PBごとに全販売チャネル（EC、カタログ、店舗など）を想定したMD（品揃え計画）の実施、企画から製造、販売までを行うSPA型商品の開発、オムニチャネル化を目指した各販売チャネルの改善に継続的に注力して取り組んでおります。

平成27年は9月に新基幹ブランド「BELLE MAISON DAYS（ベルメゾンデイズ）」をリリースいたしました。オリジナル商品1点1点を厳選して作り込むことに着手したブランドとして、付加価値型のオリジナル開発商品による差別化を進めております。

また、J. フロント リテイリング株式会社とのPBの共同販売・共同開発にも取り組んでおり、昨年テスト販売を実施し、本年にはPBブランドの百貨店での出店も予定しております。今後もPB商品の強化と販売チャネルの拡大に注力してまいります。

これらの戦略に加えて、お客様が安心してご利用頂ける通信販売事業を目指しフルフィルメント機能を強化しております。

②ブライダル事業

ブライダル業界のリーディングカンパニーとしての地位を確立すべく、平成27年3月に株式会社プラネットワークを子会社化し、平成27年7月には子会社である株式会社ディアーズ・ブレインとともにワタベウエディング株式会社との資本業務提携を行いました。今後、3社のシナジーを活かし経営の効率化を図りつつ、都市型・郊外型を組み合わせた新規出店・改装の継続で売上・利益を拡大してまいります。

③法人事業

引き続き、通販市場の拡大に合わせて、BtoC参入希望の法人顧客に向けた物流受託ビジネスの展開を強化してまいります。今後、J. フロント リテイリング株式会社との資本業務提携を踏まえた同社グループの業務受託に向けた取り組みにも注力してまいります。

④新規事業

平成26年度から立ち上げた保育事業の拡大に取り組んでおります。今後も保育の質を重視し、事業の成長・拡大を目指してまいります。

(2) 当社株式の大量買付行為に関する対応策について

当社は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において、株主の皆様のご承認により、平時の買収防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、第63期定時株主総会並びに第66期定時株主総会において、一部改訂及び継続について、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現行プラン」といいます。）を継続いたしました。その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策の在り方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成26年3月28日開催の第69期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記のとおり現行プランを一部改訂し、継続することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容

当社グループは、企業価値の向上を実現するため、平成26年1月から平成30年12月までの5年間を計画期間とする新たな中長期経営計画『Innovate for Smiles 2018』を策定し、実行してまいりましたが、「第2 事業の状況 4 対処すべき課題 (1) 当面の対処すべき課題の内容等」にも記載のとおり、基本方針は引継ぎながら戦略の一部見直しを行い、引き続き実行してまいります。

当社グループは、この「中長期経営計画」を着実に実行することが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様のご期待に応えるところであると確信しております。また、平成17年度より株主の皆様への利益還元について新たな方針を掲げておりますが、今後も業績に応じた利益還元を積極的に実施してまいります。更に、今後も企業にとってCSR（社会的責任）とコンプライアンス（法令遵守）がますます求められております。当社グループは、これらの実践を経営の重要課題として位置付け、その結果として業績を上げることで更なる企業価値（株主価値）の向上を図ってまいります。

当社は、経営基盤の強化を図るとともに、株主各位に対しましては、配当性向を考慮し安定的な配当の維持及び業績に応じた適正な利益還元を基本としております。株主の皆様への利益配分の方針として、30%の連結配当性向を目安として継続的な利益還元に努めてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

(ア) 本プラン導入の目的

本プランは、上記①に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。

なお、本プラン継続を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

(イ)本プランの内容

(A)対象となる買付け等

本プランにおいては、次の1.又は2.に該当する買付けがなされる場合に、本プランに定める手続に従い発動されることになります。

- 1.当社が発行者である株券等(注1)について保有者(注2)の株券等保有割合(注3)の合計が20%以上となる買付け
- 2.当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に規定する保有者を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下2.において同じです。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

(B)買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付け又はその提案(以下、併せて「買付け等」といいます。)を行う場合には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社取締役会に対して当該買付者等が買付けに際して本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書は当社取締役会の定める書式によるものとし、買付者等の名称・住所・設立準拠法・代表者の氏名・国内連絡先・買付け等の概要を明示していただきます。

次に、当社取締役会は、意向表明書受領後5営業日以内に、買付者等に対し、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成等のために提供していただくべき情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを交付します。提供していただく情報の具体的内容は、買付者等の属性、買付け等の内容により異なりますが、項目の具体例としては以下のものが挙げられます。

1.買付け等の具体的内容

(a)買付けの目的、方法及び内容(買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付け実行の確実性等を含みます。)

(b)買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

(c)買付対価の内容(価額・種類等)、対価の算定根拠(算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)

(d)買付資金の裏付け、買付者等に対する資金の供与者(実質的供与者を含みます。)の具体的名称及び資金の調達方法(関連する取引の内容を含みます。)

(e)買付けを行った後の当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の内容

(f)買付け後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係人の処遇方針

(g)その他、当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

2.買付者等に関する事項

買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、経歴又は沿革を含みます。)、事業内容、財務状態、経営状態及び業績、過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、役員の内経歴等

当社取締役会は、当初提供していただいた情報だけでは、株主の皆様への判断に資する意見を形成するには不十分であると考えられ、かつ、追加情報の必要性につき特別委員会からも書面による賛同を得られる場合、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくよう要請します。ただし、買付者等が回答を行う期間(以下、「情報提供期間」といいます。)は、本必要情報のリスト発送日から起算して60日を上限と

して設定され、本必要情報が十分に揃わない場合でも情報提供期間が満了したときは、買付者等との情報提供に係るやりとりを打ち切って、下記(C)の手続に入るものとします。

意向表明書が提出された事実及び当社に提供された情報については、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(C) 取締役会の買付内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

上記(B)に基づき、当社取締役会が求めた情報が十分に揃ったと特別委員会の賛同を得られた場合又は情報提供期間が満了した場合、当社取締役会によるこれらの情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付け等に対する意見形成、代替案の策定等を行うための時間的猶予として、当該買付け等の内容に応じて下記1.又は2.による期間(以下、「評価期間」といいます。)を設定し、すみやかに情報開示を行います。

1. 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合には60日

2. その他の買付けの場合には90日

当社取締役会は、評価期間内において、買付者等から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から当該買付内容を改善させるために、当該買付者等と協議・交渉を行うとともに、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に本プランの発動又は不発動に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる合理的範囲内で評価期間を延長することができます(ただし、評価期間は延長も含め120日間を上限とし、再延長はしないものとします。)。この場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

(D) 特別委員会による勧告

1. 特別委員会について

当社は、上記(C)に定める買付者等との協議、交渉、評価期間の延長、及び下記2.に定める発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。特別委員会が評価・検討等を行うに当たっては、その判断が企業価値、株主の皆様様の共同の利益に適うものとなることを確保するため、当社の費用により独立した第三者である専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ることができるものとしています。

特別委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

特別委員会を構成する委員は3名以上とし、概要として以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任され、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者をいいます。

(a) 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社(以下、併せて「当社等」といいます。)の取締役(ただし、社外取締役を除きます。以下同じ。)、又は監査役(ただし、社外監査役を除きます。以下同じ。)等となったことがない者

(b) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者

(c) 当社等との間に特別の利害関係がない者

(d) 実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士、若しくは有識者又はこれらに準ずる者

2. 特別委員会による本プラン発動の勧告

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由(以下「発動事由」といいます。)のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動(具体的な対抗措置の内容は下記(F)に記載のとおりです。)を勧告します。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合

(b) 次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合

(i) 買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにも拘わらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社側に対して高値で買取りを要求すること(いわゆるグリーンメイラーであること)。

(ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと。

- (iii) 当社又は当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること。
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜けること。
- (c) 強圧的二段階大量買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと。）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
- (d) 当社に、当該買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付け等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付け等の内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供することなく行われる買付け等である場合
- (f) 買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付け方法の適法性、買付け実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當なものである場合
- (g) 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある買付け等である場合

ただし、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何に拘わらず、上記勧告後買付者等が買付けを撤回した場合、その他買付け等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止又は撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

なお、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告するものとします。

3. 特別委員会による本プラン不発動の勧告

特別委員会は、買付者等が上記（B）及び（C）に定める情報提供並びに評価期間の確保、その他本プランに定める手続を遵守していると判断し、その他、買付者等から提供された情報・資料の評価・検討並びに当社取締役会による買付者等の協議・交渉の結果、買付者等による買付け等が、発動事由のいずれにも該当しないと判断するに至った場合には、当社取締役会に対して本プランの不発動を勧告します。

ただし、特別委員会は、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由のいずれかに該当すると認められるに至った場合には、改めて本プランの発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(E) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（D）による特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。当社取締役会は、斯かる決定を行った場合、当該決定の概要、特別委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議するものとします。取締役会は、株主総会において本プラン発動の決議がなされた場合には、株主総会の決定に従い、本プラン発動に必要な手続を遂行します。買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本プランの発動又は不発動に関する決議を行うまでの間、又は、上記株主総会が開催される場合には当該株主総会において本プラン発動に関する決議がなされるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(F) 具体的方策の内容

当社取締役会が不適切な買付け等に対抗するための具体的方策は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当の方法による発行によります。

本新株予約権の主な内容は、以下のとおりです。

1. 割当対象株主

本新株予約権の発行に関する決議（以下、「本新株予約権発行決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める基準日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

2. 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株とします。

3. 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

4. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額は、1円とします。

5. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当の効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までとします。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

6. 本新株予約権の行使条件

(a) (i) 「特定大量保有者(注1)」、(ii) 「その共同保有者(注2)」、(iii) 「特定大量買付者(注3)」、(iv) 「その特別関係者(注4)」、もしくは(v) 「上記(i)ないし(iv)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者」、又は(vi) 「上記(i)ないし(v)記載の者の関連者(注5)」（以下(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができます。また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。

(注1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等について、20%以上の株券等保有割合を保有する者又は20%以上保有することになると当社取締役会が認める者をいいます。

(注2) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

(注3) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されております。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されております。以下(注3)において同じであります。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義されております。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されております。以下(注3)において同じであります。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいいます。

(注4) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

(注5) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

(b) 上記(a)にかかわらず、下記(i)ないし(iv)の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

(i) 当社、当社の子会社又は当社の関連会社

(ii) 当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者となった後10日間（ただし、当社取締役会は係る期間を延長することができます。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者

(iii) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。）

(iv) その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。）

7. 本新株予約権の取得

- (a) 当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (b) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができます。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合には、当該本新株予約権につき、当社は斯かる本新株予約権の取得を行うことができます。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(G) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成28年12月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。ただし、斯かる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によってこれを廃止させることが可能です。

また、当社は金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値・株主の皆様のご共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

④ 不適切な支配の防止のための取組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(ア) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(イ) 当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(A) 買収防衛策に関する指針及び在り方の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足していること及び平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも充足しております。

(B) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、平成26年3月28日に開催の当社第69期定時株主総会において承認され、継続されたものであります。

また、上記③(イ)(G)「本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社の株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(C) 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記③(イ)(D)2.に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、斯かる発動事由は、わが国における裁判例の分析や上記「指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策の在り方を精緻に分析したうえで設定されたものであります。

(D) 特別委員会の設置

当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、斯かる特別委員会設置の目的に鑑み、上記③(イ)(D)1.に記載する条件を満たす、当社取締役会から独立した者からのみで構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定します。

(E) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、斯かる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 生産国の政治情勢及び経済状況等の変化に関するリスク

当社グループが販売する商品の大半は中国などアジア各国からの輸入によるものであります。このため中国などアジア各国の政治情勢、経済環境、自然災害等により当社グループの業績及び財務状況に多大な影響を受ける可能性があります。

(2) 為替変動に関するリスク

当社グループの主たる事業である通信販売事業において、取扱商品の一部は海外から外貨建てで輸入しております。そのため、大幅な為替相場の変動があった場合には、当社グループの業績及び財務状況に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 個人情報漏洩に関するリスク

当社及び一部の子会社は個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者等に該当しております。当社グループでは、法律を遵守すると共に、情報漏洩防止のため顧客情報管理担当を置き、内部管理体制を強化しております。なお、当社はプライバシーマークの認証を取得しております。

しかしながら、当社グループが扱う個人情報が漏洩した場合については、当社グループの信頼の失墜につながり、企業イメージの悪化が業績及び財務状況に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害等に関するリスク

当社グループの主たる事業である通信販売事業において、受注処理及び商品出荷業務などは、万一自然災害等が発生した場合多大な影響があります。その影響を最小限にするためシステムの二重化や耐震対策また物流センターの分散化を行っております。また、危機管理委員会を設置し災害発生時の対応ルールなどを策定しております。

しかしながら、大規模災害の発生により当社の設備等に被害が生じた場合については、受注処理及び商品出荷業務に影響を与え、当社グループの業績及び財務状況に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムに関するリスク

当社グループが保有するコンピュータシステムにおいて地震、台風のほか洪水、ハードウェア及びソフトウェアの障害、テロリズム、サイバーテロ等、様々な要因がシステムに影響を及ぼす可能性があります。業務はほとんどすべてにおいてコンピュータ処理を行っているため、コンピュータトラブルが発生し復旧等に時間を要した場合、当社グループの業績及び財務状況に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制等に関するリスク

当社グループの主たる事業である通信販売事業においては、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「特定商取引に関する法律」、「薬事法」、「製造物責任法」等による法的規制を受けております。そのため、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備など管理体制の構築等により法令順守の体制を整備しております。

しかしながらこれらに関連する法令の規制の改正や新たな法的規制が設けられる場合、あるいはこれらの規制を順守できなかった場合、当社グループの企業イメージの悪化など、当社グループの事業、業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 天候不順に関するリスク

当社グループの主たる事業である通信販売事業において、冷夏や暖冬、長雨といった天候不順や異常気象により売上が変動するため、当社グループの業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 原材料市況等の変動に関するリスク

当社グループの主たる事業である通信販売事業において、カタログ等に使用する紙パルプ等の原材料市況が想定以上に高騰した場合や原油高騰などにより商品の発送を依頼している運送業者からの委託送料の値上げにより、当社グループの業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 株価変動に関するリスク

当社グループは、取引先を中心に市場性のある株式を保有しており、株価変動のリスクを負っております。従いまして、株価の動向次第では、当社グループの業績及び財務状況に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 商品の安全性に関するリスク

当社グループの提供する商品については、関連法規の遵守はもちろんのこと、法規制以上の自社基準・自社規制を設け、全グループを挙げてその品質向上に取り組んでおります。しかし、将来にわたり、販売した商品及びその広告表現等において、安全上の問題や表示上の問題が発生する可能性があります。このような問題が発生した場合、多額のコストの発生や当社グループのイメージ低下による売上の減少等が想定され、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) インターネット等による風評被害に関するリスク

当社グループは、プレスリリース及び適時情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスク顕在化の未然防止に努めております。しかしながらインターネット上の掲示板への書き込みや、それらを要因とするマスコミ報道等による風評・風説の流布が発生・拡散した場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

6【経営上の重要な契約等】

(1) 資本業務提携、第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分

当社は、平成27年4月17日開催の当社取締役会において、J・フロントリテイリング株式会社（以下「JFR」という。）との間で資本業務提携並びに同社に対する第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分（以下、「本第三者割当」という。）を行うことについて決議し、同日、契約を締結いたしました。

上記契約に基づき、平成27年5月7日にJFRに対する本第三者割当が完了いたしました。

なお、本第三者割当と併せて、JFRは平成27年4月17日付で当社株主5名から当社株式を取得しており、株主からの株式取得及び本第三者割当により、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となりました。

I. 資本業務提携

1. 資本業務提携の理由

当社は「ウーマンスマイルカンパニー」を掲げ、通信販売事業「ベルメゾン」を主力に、30代～50代の女性にむけてオリジナル商品を主として衣料、雑貨、家具など幅広いラインナップの商品を取り扱っています。EC事業も平成12年に他社に先駆けて早期に進出し、通信販売のノウハウを長期に蓄積しております。さらに企業価値の向上を実現するため、平成26年度から平成30年度までの5カ年を計画期間とする中長期経営計画を平成26年2月に策定し、その中核戦略として、通信販売事業において、30代～50代女性における主要顧客ターゲット毎に最適なPB（プライベートブランド）の開発、PBの認知・拡大を促進させる全販売チャネルを想定したMD（品揃え計画）の実現、そしてPBの効率的かつ効果的な成長を図るSPA型（自社企画での製造小売型の商品開発）モデルへの事業構造変革、及びオムニチャネル（顧客がいつでもどこでも欲しい時に商品を購入できるよう、EC/カタログ/店舗等の販売/流通チャネルを統合していくこと）化を推進しております。

一方、JFRグループは、百貨店を核に株式会社パルコ、株式会社スタイリングライフ・ホールディングスを含め日本全国の大都市都心に店舗資産をバランス良く保有するとともに、優良な顧客資産を有しております。平成26年度から平成28年度までの3カ年を計画期間とする中期経営計画においては、その基本方針として、マルチリテイラーとしての競争力・収益力の抜本的強化に加え、店舗を核に地域とともに成長するビジネスモデル（アーバンドミナント戦略）の構築と、オムニチャネル・リテイリングの推進に取り組んでいます。

今般、業界内競争の熾烈化や、業際を超えた競争激化の進行など、小売業界を取り巻く環境が大きく変化する中で、当社は、JFRグループが百貨店経営で培ってきたブランド力、販売サービス力、店舗運営力に加えて、日本全国の大都市にバランスよく立地する店舗資産や優良な顧客に着目しました。

その結果、それぞれが得意とする事業領域（JFRグループは店舗販売・運営、当社は通販事業）や、顧客基盤（JFRグループは幅広い年齢層、当社は30代～50代女性とママ層中心）が異なっていることから補完性が高く、業務提携により両社ともに効率的なシェア拡大・事業展開が可能になると考え、昨年10月から協議を重ねてまいりました結果、両社のPB商品の共同展開による販路拡大等の面でシナジー効果が期待できることを確認し、今後業務提携の具体的な内容及び資本提携に基づく資金の具体的な使途について、委員会を設置し両社で協議を進めること、各種業務提携のために当社が必要とする資金をJFRが資本提携により供給することについて合意し、その結果、両社は、JFRが当社の20%を超える株式を取得する資本業務提携に合意いたしました。

2. 業務提携の内容

業務提携の詳細は、以下のとおりです。

- ① 既存の両社のPB商品の共同展開による販路拡大と商品原価低減
- ② 顧客の要望に対して十分に対応できていない特定の商品群について、お互いのリソース、ノウハウを活用した相互販売
- ③ 当社の商品開発力とJFRグループの店舗開発・運営、販売サービスを活用した、新規PB商品の開発と共同展開
- ④ 当社のEC事業のノウハウとJFRグループが保有する顧客資産やブランド力の活用による、EC事業の売上高・収益拡大

- ⑤ 当社の通信販売のノウハウやフルフィルメントを活用した、JFRグループ通信販売事業の業務効率化及びプラットフォーム再構築の検討
- ⑥ その他、相互のグループ資産、ノウハウを最大限に活用することによる利益創出
- ⑦ 上記を推進するため、業務提携推進委員会を設置

3. 資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、JFRに当社の普通株式8,900,000株（所有議決権割合17.06%）を割当てております。また、本第三者割当と併せて、JFRは2,915,000株（所有議決権割合5.59%）につき、株主から株式を取得しております（株主からの株式取得及び本第三者割当後の所有議決権割合22.65%、発行済株式総数に対する割合22.62%）。

- (2) 当社は、平成27年7月24日開催の取締役会において、当社及び当社の完全子会社である株式会社ディアーズ・ブレイン（以下、「ディアーズ・ブレイン」といいます。）とワタベウェディング株式会社（以下、「対象者」といいます。）との間で、資本業務提携契約を締結し、当社が対象者を持分法適用関連会社とすることを目的として、公開買付けを行うことを決議いたしました。

なお、当該公開買付けにつきましては、平成27年9月1日をもって終了し、平成27年9月7日付で対象者は当社の持分法適用関連会社となりました。

資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

1. 目的

当社グループと対象者グループが互いに協力して継続的に発展していくため、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値創造・拡大を目指します。具体的には、『プライダル領域でのアライアンスの実現』『集客・製造機能のプラットフォームの構築』『生活総合領域との連携』『海外展開本格化に向けた体制構築』を実行し、最終的に『コングロマリット化』を実現することを目的とします。

2. 業務提携

当社グループと対象者は、下記の内容の業務提携を行うものとし、その詳細は下記3.に記載の業務提携推進委員会による検討結果を踏まえ、適宜、当事者で協議の上決定します。

- ① 運営ノウハウ等のアライアンス構築のための相互協力
- ② ウェディング関連の商品、サービスの拡充、共同開発に向けた相互協力
- ③ 集客、製造機能のプラットフォーム構築のための相互協力
- ④ 生活総合領域の顧客開拓のための相互協力
- ⑤ 新郎新婦向けの新生活ニーズに応える生活総合領域のマーケティング、販促及び商品・サービスの開発における相互協力
- ⑥ 海外展開の本格化を見据えた相互協力
- ⑦ 上記を推進するため、業務提携推進委員会を設置

3. 経営の推進体制

当社グループ及び対象者における業務提携を推進するための業務提携推進委員会を設置し、上記の各事項を推進及び達成するための具体的な施策の立案、施策の優先順位の決定、組織体制の構築等を行う予定です。

当社グループは、対象者の取締役のうち、各事業年度末日における対象者の取締役の員数に議決権比率を乗じて得られる数に相当する人数が当社グループが指名した者となるよう候補者を派遣することができるものとし、候補者の選定について当社グループと対象者は協議の上、当社グループが当該候補者を決定します。また、当社グループが指名した候補者が就任するまでの間、業務の執行を協力して行うため、当社グループは、対象者の執行役員として派遣することができるものとし、対象者は、当社グループの指名する者を、その指名後速やかに執行役員として受け入れます。

4. ディアーズ・ブレインに対する対象者株式の譲渡

当社が対象者の総議決権の34.00%を取得することを条件として、ディアーズ・ブレインに対し対象者株式792,400株を譲渡することを予定しておりました。

なお、平成27年9月7日付でディアーズ・ブレインに対し予定通り譲渡を行いました。

7【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、主として通信販売事業のオリジナル商品の開発に係るものであります。当連結会計年度の研究開発費の総額は1億61百万円であります。

8【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態及び経営成績の分析は、原則として連結財務諸表に基づき行っております。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しており、経営成績または財政状態に重要な影響を及ぼす見積り・判断は、過去の実績やその時点で入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる要因を考慮して行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在することから、実際の結果は見積りと異なる可能性があります。

なお、連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているとおりであります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

① 売上高

売上高につきましては、1,343億21百万円（前期比5.8%減）となりました。売上高をセグメントごとに分析すると、通信販売事業は1,139億76百万円（前期比9.0%減）、ブライダル事業は152億81百万円（前期比19.9%増）、法人事業は42億14百万円（前期比6.8%増）、その他の事業は8億48百万円（前期比58.5%増）となりました。

② 売上原価

売上原価は734億42百万円となり、総額では前連結会計年度と比較して15億96百万円減少（前期比2.1%減）いたしました。円安やセール販売比率の上昇により売上原価率は前連結会計年度の52.6%から54.7%へ悪化いたしました。

③ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は643億16百万円となり、前連結会計年度と比較して83百万円減少（前期比0.1%減）となりました。

これは、売上高減少に伴う物流関連費の減少、カタログ頁数削減による制作費・印刷費の削減によるものであります。

④ 営業損失

以上により、営業損失は34億37百万円（前期は30億88百万円の営業利益）となりました。

⑤ 営業外損益及び経常損失

営業外収益は、持分法による投資利益8億81百万円（前期は44百万円）、受取配当金1億円（前期比16.5%減）及び受取利息90百万円（前期比30.0%増）等を計上したことにより、15億34百万円（前期比97.1%増）となりました。

営業外費用は、支払手数料3億8百万円（前期は2百万円）及び支払利息1億88百万円（前期比0.7%減）等を計上したことにより、6億38百万円（前期比101.0%増）となりました。

以上により、経常損失は25億40百万円（前期は35億49百万円の経常利益）となりました。

⑥ 特別損益、税金等調整前当期純損失及び当期純損失

特別利益は、補助金収入1億50百万円及び事業譲渡益1億49百万円等を計上したことにより、3億41百万円（前期比283.4%増）となりました。

特別損失は、減損損失9億93百万円（前期比347.3%増）及び特別退職金4億14百万円等を計上したことにより、16億34百万円（前期比152.8%増）となりました。

以上により、税金等調整前当期純損失は38億34百万円（前期は税金等調整前当期純利益29億92百万円）、当期純損失は53億7百万円（前期は当期純利益17億98百万円）となりました。

(3) 当連結会計年度末の財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて45億67百万円増加し、1,053億52百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて16億6百万円減少し、519億47百万円となりました。これは、現金及び預金が63億93百万円増加した一方で、商品及び製品が35億65百万円、受取手形及び売掛金が25億76百万円、為替予約が23億56百万円それぞれ減少したことが主な要因であります。また固定資産は、無形固定資産が2億83百万円減少した一方で、有形固定資産が28億94百万円、投資その他の資産が35億63百万円それぞれ増加したことにより前連結会計年度末に比べて61億73百万円増加し、534億4百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて20億60百万円減少し、314億10百万円となりました。これは、未払金が12億53百万円増加した一方で、電子記録債務が10億39百万円、未払法人税等が7億94百万円、短期借入金が6億35百万円、その他が6億11百万円それぞれ減少したことが主な要因であります。固定負債は、前連結会計年度末に比べて60億82百万円増加し、202億36百万円となりました。これは、社債が4億50百万円減少した一方で、長期借入金が56億71百万円、繰延税金負債が8億76百万円それぞれ増加したことが主な要因であります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ5億44百万円増加し、537億5百万円となりました。これは、利益剰余金が60億77百万円、繰延ヘッジ損益が14億97百万円それぞれ減少した一方で、その他有価証券評価差額金が4億95百万円増加した他、平成27年5月に実施したJ・フロントリテイリング株式会社に対する第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分により、資本金が19億45百万円、資本剰余金が28億21百万円それぞれ増加し、自己株式が27億62百万円減少したことが主な要因であります。この結果、自己資本比率は51.0%となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性の分析

① キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

② 資金需要

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品仕入原価や運賃・販売促進費をはじめとする販売費及び一般管理費であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の総額は63億円であります。

通信販売事業においては、美濃加茂ディストリビューションセンターの開設等により、30億98百万円の設備投資を行いました。

プライダル事業においては、新店舗の開設等により31億52百万円の設備投資を行いました。

また設備投資の金額には有形固定資産のほか、コンピュータシステムの開発費用等の無形固定資産9億35百万円を含めております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地		合計	
						面積 (㎡)	金額		
本社 (大阪市北区)	通信販売事業	事務所	2,907	1	426	5,420.46	2,947	6,282	763
可児DC (岐阜県可児市)	通信販売事業	物流設備	1,904	401	45	129,331.50	1,369	3,721	(7)
美濃加茂DC (岐阜県美濃加茂市)	通信販売事業	物流設備	1,977	469	203	52,455.19	1,010	3,660	(1)
甲子園商品センター (兵庫県西宮市)	通信販売事業	物流設備	737	22	8	15,116.12	2,388	3,155	—
鹿沼商品センター (栃木県鹿沼市)	通信販売事業	物流設備	822	56	7	52,286.72	808	1,694	—
千葉コールセンター (千葉県印西市)	通信販売事業	事務所	248	—	5	16,500.04	1,275	1,528	(5)

(注) 1. 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であり、()は子会社への出向社員であります。

2. 土地の金額につきましては、「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行っております。

3. 平成27年8月1日付で、中部商品センターは可児DC(ディストリビューションセンター)に名称変更いたしました。

4. 平成27年12月1日付で、美濃加茂DC(ディストリビューションセンター)を開業いたしました。

(2) 国内子会社

平成27年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)	
				建物及 構築物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	土地		リース 資産		合計
							面積 (㎡)	金額			
㈱ディアーズ・ブレイン	ヒルズスイーツ宇都宮 ブリーズテラス(栃木 県宇都宮市)他21施設	プライダル 事業	婚礼 施設等	5,539	—	101	17,736.29	1,284	399	7,324	409 [87]
㈱プラネット ワーク	Mia Via(大阪 府吹田市)他1施設	プライダル 事業	婚礼 施設等	1,144	3	26	—	—	—	1,174	87 [119]

(注) 1. 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であり、[]は臨時従業員数を外書しております。

2. ㈱プラネットワークには、提出会社から賃借している建物及び構築物513百万円を含んでおります。

(3) 在外子会社

在外子会社については、主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
㈱ディアーズ・ブレイン	千葉市 美浜区	プライダル 事業	婚礼施設等	1,296	691	新株予約権 付社債発行 資金他	平成27年 3月	平成28年 3月	2バンケット 1レストラン

(注) バンケットは披露宴会場のことであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成27年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成28年3月31日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,230,393	52,230,393	東京証券取引所 （市場第一部）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	52,230,393	52,230,393	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成26年4月3日取締役会決議

	事業年度末現在 （平成27年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年2月29日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	7,000	同左
新株予約権の数（個）	1,400（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,679,389（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,048（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月7日～平成31年4月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,048 資本組入額 524（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

- (注) 1. 本新株予約権付社債の額面 5 百万円につき本新株予約権 1 個が割り当てられている。
2. 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を、下記(注) 3 記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
3. (1) 本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。
- (2) 当初転換価額は 1,048 円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)を下回る金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(本新株予約権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行、一定限度を超える配当支払い(特別配当の実施を含む。)、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されることがある。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. (1) 当社が組織再編等を行う場合、①その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、②その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能で、これにつき Daiwa Capital Markets Europe との間で合意し、かつ③その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債に基づく債務を承継させ、また本新株予約権付社債の要項に従い承継会社等に本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせるよう最善の努力をしなければならない。かかる場合、当社はまた、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称するというものとする。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ①新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ②新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(注) 3(3)と同様の調整に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記 (i) 以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使できる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成27年5月7日 (注)	4,600	52,230	1,945	22,304	1,945	14,809

(注) 有償第三者割当

発行価格 846円
資本組入額 423円
割当先 J. フロント リテイリング株式会社

(6) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	31	24	266	110	24	28,237	28,692	—
所有株式数 (単元)	—	96,124	3,275	245,473	26,923	44	150,057	521,896	40,793
所有株式数の 割合 (%)	—	18.42	0.63	47.03	5.16	0.01	28.75	100.00	—

(注) 1. 自己株式23,256株は、「個人その他」に232単元、「単元未満株式の状況」に56株含まれております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
J. フロント リテイリング株式会社	東京都中央区銀座6丁目10番1号	11,815	22.62
株式会社ブレストシーブ	大阪府茨木市西駅前町5番10号	3,650	6.99
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東1丁目5番1号	1,838	3.52
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,665	3.19
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	1,511	2.89
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,219	2.34
千趣会グループ従業員持株会	大阪府北区同心1丁目8番9号	1,097	2.10
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	790	1.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	752	1.44
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	705	1.35
計	—	25,046	47.95

(注) 1. 前事業年度末において主要株主でなかったJ. フロント リテイリング株式会社は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

2. 野村証券株式会社並びにその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc. 及び野村アセットマネジメント株式会社から、平成27年5月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成27年5月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,289	4.20
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	506	0.93
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019-7316	—	—
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	169	0.32
計	—	2,965	5.22

(注) 野村証券株式会社及びNOMURA INTERNATIONAL PLCの保有株券等の数には、新株予約権付社債の保有に伴う保有潜在株式の数が含まれております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 23,200	—	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 52,166,400	521,664	同上
単元未満株式	普通株式 40,793	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	52,230,393	—	—
総株主の議決権	—	521,664	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株 (議決権の数10個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社千趣会	大阪市北区同心 1丁目8番9号	23,200	—	23,200	0.04
計	—	23,200	—	23,200	0.04

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

1. 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、業績及び株式価値と当社取締役 (社外取締役を除く。以下同様) 及び執行役員の報酬との連動性をより明確にし、当社取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、平成28年3月30日開催の第71期定時株主総会において、当社取締役及び執行役員に対する業績連動型報酬制度 (以下、「本制度」) を導入することを決議いたしました。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託 (以下、「本信託」) が当社株式を取得し、その役位及び業績達成度に応じて当社が当社取締役及び執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて当社取締役及び執行役員に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役及び執行役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社取締役及び執行役員の退任時となります。また、本制度の対象となる期間は、平成28年12月末で終了する事業年度から平成30年12月末で終了する事業年度までの約3年間となります。

- ・ 名称：役員向け株式交付信託
- ・ 委託者：当社
- ・ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- ・ 受益者：取締役及び執行役員のうち受益者要件を満たす者
- ・ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ・ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ・ 本信託契約の締結日：平成28年5月 (予定)
- ・ 金銭を信託する日：平成28年5月 (予定)
- ・ 信託の期間：平成28年5月 (予定) ~平成31年4月 (予定)

2. 取締役及び執行役員に取得させる予定の株式の総数

上限180,000株 (うち取締役分として上限108,000株)

3. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役及び執行役員のうち受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	607	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	4,300,000	3,637	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	23,256	—	23,256	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、平成28年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式数は含めておりません。

2. 当期間の保有自己株式数には、平成28年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式の増減は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の配当政策に関する基本的な方針は、経営基盤の強化を図ると共に、株主各位に対しましては、配当性向を考慮し安定的な配当の維持及び業績に応じた適正な利益還元を基本としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

以上の方針に基づき、当期の配当金におきましては、中間配当金として1株当たり4円、期末配当金として1株当たり4円を実施することを決定いたしました。

株主の皆様への利益配分の方針として、当面は連結配当性向30%を目安として継続的な利益還元を努めてまいります。また、内部留保金につきましては、中長期的な視野に立った新規事業の開発や既存事業の効率化推進のための投資及びグループ事業の拡充に向けたM&A（企業合併・買収）投資や財務体質の健全化等に活用し、企業競争力と企業体質のさらなる強化に取り組んでまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年7月30日 取締役会決議	208	4
平成28年3月30日 定時株主総会決議	208	4

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
最高(円)	590	599	995	911	953
最低(円)	367	471	534	765	696

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月
最高(円)	892	848	816	816	842	826
最低(円)	807	734	696	739	779	764

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		星野 裕幸	昭和34年 12月10日生	昭和57年9月 当社入社 平成17年1月 経営戦略部長 平成20年1月 東京事業本部長 平成21年3月 取締役に就任 平成22年12月 ㈱モバコレ代表取締役社長に就任 平成23年1月 事業開発本部長 平成25年1月 経営企画本部長 平成27年3月 常務取締役に就任 平成27年8月 管理部門担当、経営企画本部長、販売企画本部長 平成28年1月 代表取締役社長に就任 (現任)	平成28年 3月30日 開催の 定時株主総会 から1年	6
常務取締役	ベルメゾン事業 統括担当	杉浦 恒一	昭和33年 11月5日生	昭和56年3月 当社入社 平成17年7月 リビング開発部リビング商品開発 担当部長、プロダクトコントロール 担当部長 平成21年1月 ライフスタイル事業本部長、ファブ リック開発部長、ファニチャー開発 部長 平成23年1月 商品開発本部長 平成26年1月 販売企画本部長 平成26年3月 取締役に就任 平成27年1月 マンスリー事業本部長 平成27年3月 常務取締役に就任 (現任) 平成27年8月 ベルメゾン事業統括担当、マンスリ ー事業担当、SPAブランド事業本 部長、マンスリー事業本部長 平成28年1月 ベルメゾン事業統括担当 (現任)	平成28年 3月30日 開催の 定時株主総会 から1年	6
取締役	マンスリー事業 本部長	榎谷 一寿	昭和32年 8月1日生	昭和58年12月 当社入社 平成18年7月 リビング開発部リビング開発担当部 長 平成21年1月 ライフスタイル事業副本部長、事業 企画部長 平成23年1月 カタログ事業本部長 平成24年1月 カタログ事業本部長、EC事業本部 長 平成25年1月 販売企画本部長 平成26年1月 ライフスタイル事業本部長 平成26年3月 取締役に就任 (現任) 平成28年1月 マンスリー事業本部長 (現任)	平成28年 3月30日 開催の 定時株主総会 から1年	5
取締役	東京本社代表 事業開発本部長	梶原 健司	昭和36年 6月20日生	昭和63年8月 当社入社 平成18年7月 ファッション開発部ファッション アパレル担当部長 平成21年1月 ファッション事業副本部長 平成22年1月 ベルメゾンネット推進室長 平成23年1月 EC事業副本部長、EC事業企画部 長 平成25年1月 販売企画副本部長 平成26年1月 ファッション事業本部長 平成27年3月 取締役に就任 (現任) 平成27年4月 ファッション事業本部長、SPAブ ランド事業本部長 平成27年8月 ファッション事業本部長 平成28年1月 東京本社代表、事業開発本部長 (現 任)	平成28年 3月30日 開催の 定時株主総会 から1年	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	経営企画本部長	内藤 剛志	昭和37年 11月14日生	昭和61年3月 当社入社 平成18年7月 業務企画部長 平成20年1月 業務本部長 平成21年7月 業務本部長、業務企画部長 平成22年1月 業務本部長、業務企画部長、物流企画部長 平成23年1月 経営企画本部長、人事部長 平成25年1月 事業開発本部長 平成25年11月 ㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社長に就任（現任） 平成28年1月 経営企画本部長（現任） 平成28年3月 取締役に就任（現任）	平成28年 3月30日 開催の 定時株主総会 から1年	7
取締役		大石 友子	昭和29年 11月8日生	昭和52年4月 (財)ヤマハ音楽振興会に勤務 昭和63年2月 (財)横浜市女性協会に勤務 平成9年6月 (財)女性労働協会に勤務 平成13年4月 京都学園大学経営学部教授（現任） 平成18年3月 当社取締役に就任（現任） 平成23年4月 京都学園大学経営学部長	平成28年 3月30日 開催の 定時株主総会 から1年	—
取締役		佐野 利勝	昭和20年 7月12日生	昭和44年6月 ㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成9年6月 ㈱さくら銀行（現㈱三井住友銀行） 取締役資金証券企画部長に就任 平成12年4月 同 常務執行役員名古屋支店長 平成13年4月 三井生命保険(相)（現三井生命保険 ㈱常務執行役員 平成13年7月 同 取締役常務執行役員に就任 平成17年6月 S M B Cコンサルティング㈱ 代表 取締役社長に就任 平成20年3月 当社取締役に就任（現任）	平成28年 3月30日 開催の 定時株主総会 から1年	—
取締役		今津 貴博	昭和46年 7月31日生	平成7年4月 ㈱大丸入社 平成25年3月 ㈱大丸松坂屋百貨店 大丸東京店営業 2部長 平成25年9月 同 大丸東京店営業推進部長 平成26年9月 J. フロント リテイリング㈱ 経営戦略統括部部長経営企画担当 平成27年5月 同 執行役員 経営戦略統括部部長 経営企画担当 平成27年6月 フォーレスト㈱取締役に就任 （現任） 平成28年3月 J. フロント リテイリング㈱ 執行役員 経営戦略統括部部長グル ープ経営戦略推進担当（現任） 当社取締役に就任（現任）	平成28年 3月30日 開催の 定時株主総会 から1年	—
監査役 (常勤)		前田 政則	昭和28年 9月13日生	昭和47年3月 当社入社 平成16年7月 マーケティング部長 平成20年1月 ギフト&グルメ事業本部長 平成23年1月 マンスリー事業本部長 平成27年3月 監査役に就任（現任）	平成27年 3月27日 開催の 定時株主総会 から4年	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		小泉 英之	昭和28年 1月9日生	昭和52年10月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和59年6月 税理士登録 昭和62年1月 小泉公認会計士事務所設立 現在に至る 昭和62年4月 センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成7年6月 日本金銭機械㈱監査役に就任（現任） 平成15年3月 当社監査役に就任（現任）	平成27年 3月27日 開催の 定時株主総会 から4年	—
監査役		森本 宏	昭和35年 7月13日生	昭和62年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 北浜法律事務所入所 平成4年1月 北浜法律事務所パートナーに就任 平成7年6月 日本金銭機械㈱監査役に就任（現任） 平成18年3月 当社監査役に就任（現任） 平成20年1月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員に就任（現任） 平成22年4月 大阪弁護士会副会長 平成25年7月 北浜法律事務所グループCEO（現任）	平成26年 3月28日 開催の 定時株主総会 から4年	—
計						42

- (注) 1. 取締役大石友子、佐野利勝及び今津貴博は、社外取締役であります。
2. 取締役大石友子氏の戸籍上の氏名は加藤友子であります。
3. 監査役小泉英之及び森本宏は、社外監査役であります。
4. 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
増井 高一	昭和25年 11月17日生	昭和61年3月 公認会計士登録 昭和61年7月 税理士登録 昭和62年7月 公認会計士増井高一事務所設立 同事務所代表（現任） 平成元年1月 マス・マネジメント㈱設立 代表取締役に就任（現任） 平成20年3月 当社補欠監査役に就任（現任）	—

(注) 補欠監査役増井高一は、社外監査役の要件を充足しております。

5. 業務執行機能の強化・充実を図るため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は以下のとおりであります。（ ）内は現役職

(常務取締役)	執行役員	杉浦 恒一	(バルメゾン事業統括担当)
(取締役)	執行役員	榎谷 一寿	(マンスリー事業本部長)
(取締役)	執行役員	梶原 健司	(東京本社代表、事業開発本部長)
(取締役)	執行役員	内藤 剛志	(経営企画本部長、㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社長)
	執行役員	稲田 佳央	(商品開発本部長)
	執行役員	中山 茂	(事業開発本部 事業企画部長)
	執行役員	岡田 正幸	(商品管理本部長)
	執行役員	渡真利 千恵	(商品開発本部 副本部長)
	執行役員	石田 晃一	(販売企画本部長)
	執行役員	井阪 義昭	(総務本部長、財務経理部長)
	執行役員	小川 佳洋	(バルメゾン管理本部長)

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは「コーポレート・ガバナンス」という概念を、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者への社会的責任を果たすために必要不可欠なものとして認識し、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示（ディスクロージャー）の充実に努め、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

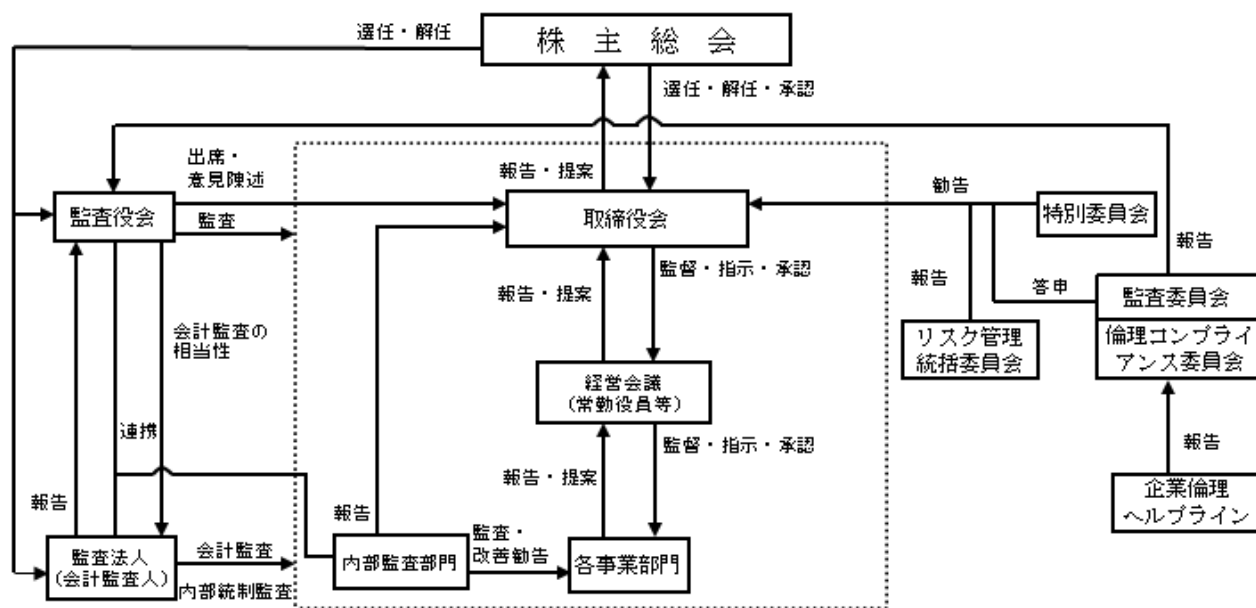
① 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社では、経営の意思決定の迅速化と効率化を図るため、「執行役員制度」並びに「事業本部制」を導入しております。また、「取締役会」とは別に原則的に常勤役員で構成する「経営会議」を設け、迅速な意思決定を行える体制をとることとしております。取締役会は原則月1回開催すると共に、必要に応じて随時開催しており、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

更に、経営内容の透明性を高めるために、投資家や株主の皆さまに対するIR活動を積極的に推し進め、迅速かつ正確なディスクロージャーの充実に努めております。

なお、当社におきましては、指名委員会等設置会社と比較しても、監査役会設置会社がコーポレート・ガバナンスの実効性の観点から有効に機能しているものと判断し、社外取締役3名を含む取締役8名で構成される取締役会と社外監査役2名を含む監査役3名で構成される監査役会を設置しております。

また、コーポレート・ガバナンス体制並びに内部統制システム、リスク管理体制の模式図は以下のとおりであります。



【取締役会】

原則として月1回開催し、取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び取締役会規程に定められた重要な事項の審議・決定を行っております。

【経営会議】

原則として毎週開催し、常勤の取締役及び監査役並びに社長の指名を受けた執行役員等が出席のもと、取締役会から委任を受けた重要な事項の迅速な審議・決定及び各部門の執行状況のチェックを行っております。

[監査役会]

監査役全員により構成し、取締役会その他の重要会議への出席、各決裁文書の閲覧等により、経営の意思決定や業務執行状況の適法性及び妥当性について監査しております。

[内部監査部門]

年間を通じた監査活動により、各部門の業務執行・手続の適法性、準拠性、効率性等を細部に亘りチェックしております。

なお、特別委員会については、「第2 事業の状況 4 対処すべき課題」に記載しております。

② 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンス・ポリシー」を制定し、法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を開設する。
- (2) 役員（取締役・監査役・執行役員）及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を通じて、役員に関しては「監査委員会」に、使用人に関しては「倫理コンプライアンス委員会」に付議し、審議する。
- (3) 役員及び使用人に対しては、「千趣会人心得」と「千趣会行動ケースブック」を配付し、日々の行動の指針として活用する他、e-ラーニング・イントラネット等でコンプライアンス教育を適宜実施する。
- (4) 会社における内部統制については、社長直轄の監査室が規程に基づき、業務運営の状況の把握と改善を図るため、内部監査を実施し、社長に報告する。
- (5) 知的財産権に関しては、事前にリスクマネジメント部がチェックするほか、製造物責任については「品質管理委員会」で販売規制商品の検討・決定を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書取扱規程」、「データ管理規程」に基づき保存・管理を徹底する。
- (2) 会社の重要な機密事項に関しては、別途、「機密文書取扱規程」を設け厳重に管理を行う。
- (3) 重要な規程の改訂は取締役会の承認を得て実施する。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能な状態にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 会社の経営の根幹に係わるリスクを分類し、各リスクごとに所管部または委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整え、各リスクの管理状況を毎月「リスク管理統括委員会事務局」に報告する。
また、事務局は月次報告を取りまとめたうえで毎月、緊急時には、所管部または委員会が速やかに経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する。
- (2) 危機管理における具体的な対応については、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備し、迅速な対応が図れる体制をとる。
- (3) 取締役の不測の事態に対する体制として、業務代行が円滑に行える体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「社規」、「決裁事項申請に関する規程」を制定し、取締役会、経営会議、監査役会等の役割、使用人の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。
- (2) 取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入する。
- (3) 「執行役員制度」「事業本部制」を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の権限・責任を明確化することにより、経営の効率化を図る。
- (4) 取締役会とは別に、原則として常勤の取締役・監査役で構成する「経営会議」を設け、取締役会から委任された重要な業務執行について決議し、迅速な意思決定を行える体制をとる。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、「関係会社管理規程」を策定・実施し、50%超出資の子会社の重要な事項については、親会社で承認する体制をとる。

- (2) 各主管部が子会社を主管することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
 - (3) 事業子会社のうち取締役会非設置会社は、毎月開催する定例会議において各種報告を行う。事業子会社は、毎月開催する月次会議で売上・利益の報告を共有し、少なくとも年1回、当該事業子会社の社長から当社社長へ直接報告を行う。
 - (4) 監査法人と親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行う。
 - (5) グループ会社共通の「インサイダー取引規程」、「内部通報に関する規程」を策定し、グループ会社の役員及び使用人に対して共通のコンプライアンス教育を実施する。
 - (6) グループ中長期経営計画を策定し、効率的に運営する。
 - (7) 子会社の役員人事は「人事委員会」で、子会社の代表取締役は取締役会で選解任を行う。
 - (8) グループ会社は、それぞれリスクの度合いに応じて規程を整備し管理する。
 - (9) 当社取締役、監査役、執行役員及び従業員が必要に応じてグループ会社の取締役及び監査役を兼任するとともに、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社の業務を所管する部門と連携し、グループ会社における法令遵守及び業務の適正性を確保するための指導・支援を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役会からの求めに応じ、監査役専任スタッフ1名を置く。
 - (2) 監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重する。
 - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査役に帰属するものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 常勤監査役は必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受ける。
 - (2) 常勤監査役は「リスク管理統括委員会」に出席するとともに、リスク管理に関する各委員会または所管部から、「企業倫理ヘルプライン」における重大な事項その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
 - (3) 監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。
 - (4) 監査部門が実施した内部監査の結果を報告する。
 - (5) 監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。
 - (6) 監査役監査を定期的実施することにより、業務執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する。
 - (7) 必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。
 - (8) 当社及びグループ会社から連絡を受けた「倫理コンプライアンス委員会」における委員長は、従業員の重大な不正行為等の事実又はその疑いがある場合は、監査役会に報告する。
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
 - (2) 会社のために必要と認める場合には、予算外費用を会社は承認する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を実施する。
 - (2) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続を定め、これに従う。
 - (3) 財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、不備の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努める。
 - (4) 社長に求められている有効な内部統制の整備及び運用、並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐するため、監査室は「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部監査を実施し監査結果を社長に報告する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査部門につきましては、事業部門に対し、業務監査、会計監査、システム監査等を行い、代表取締役及び取締役会並びに常勤監査役にその状況を報告するとともに、改善事項の提言及び改善状況の確認等を行っております。

監査役については、取締役会等の重要会議に出席するほか、常勤監査役が中心になり業務監査、会計監査等を行うなどして、取締役の職務執行を監査しております。

会計監査及び内部統制監査につきましては、新日本有限責任監査法人与監査契約を締結しており、当社グループのあらゆる情報・データを提供し、迅速正確な監査を実施しうる環境を整備しております。監査役・内部監査部門・会計監査人は、定期的に監査方針等の協議を行うなど、監査を有効かつ効率的に行うための連携を図っております。業務を執行した公認会計士の氏名、監査法人名及び継続監査年数並びに監査補助者の構成は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	松 村 豊 和田林 一毅	新日本有限責任監査法人

* 継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 11名 その他の監査従事者18名

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

当社は、東京商品取引所が定める独立性基準に加え、独立役員に関する判断基準を定め、当該判断基準に抵触しない社外取締役又は社外監査役を独立役員に指定しております。

なお当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役になる者について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次の独立性等に関する基準を適用するものとしております。

(独立性等に関する基準)

当社は、以下の(i)から(iv)について、社外取締役・社外監査役(候補者である場合を含む)が該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断します。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任会社数として、(v)によるものとします。

(i)取引先

業務執行者として在職している会社が、当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり、いずれかの会社の連結売上高の2%以上の場合

(ii)専門家

法律、会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円以上となる場合。法人等の場合(個人が所属する場合を含む)は、過去3事業年度の平均で当該法人等の売上高の2%以上となる場合

(iii)寄付の提供先

業務執行者として在職する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のうち、いずれかの大きい額を超える場合

(iv)上記(i)から(iii)または当社若しくは当社子会社の業務執行者の近親者

2親等以内の親族が、上記(i)から(iii)又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者として在職している場合、又は過去5年間において在職していた場合

(v)役員の兼任会社数

上場会社の役員(取締役、監査役又は執行役)の兼任は、当社のほかに4社以内とします。

社外取締役のうち大石友子氏は、大学教授として女性の労働問題に精通しており、同氏の能力・経験を当社の経営に反映していただけると判断したため、選任しております。また、佐野利勝氏は、金融関係の会社で取締役を歴任したことで培ってきた豊富な知見・経験を有し、当社の経営に反映していただけると判断したため、選任しております。いずれも客観的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために有効な意見を述べております。また、新任の今津貴博氏については、J.フロント リテイリング株式会社の経営戦略部門に在籍し、事業経営に精通しており、当社の事業に対して必要な協力、助言、提案等を行っていただけるものと判断したため、選任いたしました。同氏が執行役員を務めるJ.フロント リテイリング株式会社は、当社の主要株主及び資本業務提携先であります。また、同氏が取締役を務めるフォーレスト株式会社は、J.フロント リテイリング株式会社の子会社で、主に文具や事務用品等の通信販売を営んでおり、通信販売事業において競業関係にあります。

社外監査役のうち小泉英之氏は、公認会計士として30年以上の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査役としての職務に適格であると判断したため、選任しております。また森本宏氏は、弁護士として25年以上の経験を有し、今後ますます重要となるコンプライアンス経営に、弁護士としての知識と見解を発揮していただけると判断したため、選任しております。各々その専門的立場から助言を行うことで、監査体制の強化を図っております。

上記社外取締役及び社外監査役と当社に人的関係、資本関係及び取引関係その他利害関係はありません。また、社外取締役大石友子及び佐野利勝、社外監査役小泉英之及び森本宏の4氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、金融商品取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。なお、社外取締役大石友子氏は、京都学園大学の経営学部教授ですが、当社と同法人との間には特別の関係はありません。社外取締役佐野利勝氏は過去（15年前）に、当社のメインバンクである株式会社三井住友銀行の業務執行者として勤務しておりました。また、過去に勤務しておりましたSMB Cコンサルティング株式会社との直近事業年度における当社と同社との当該取引金額の割合は0.1%未満であります。社外監査役小泉英之氏は、小泉公認会計士事務所代表であり、日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。また、同氏は過去に当社の会計監査人であるセンチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）に所属しておりました。当社と同監査法人の間には、監査報酬の支払等の取引関係があります。しかしながら、当社グループが支払った監査報酬等が同監査法人の総収入に占める割合は0.1%未満であります。社外監査役森本宏氏は、弁護士法人北浜法律事務所代表社員及び北浜法律事務所グループCEOであり、同グループ所属の他の弁護士個人と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、当該顧問料及びその他の報酬額を合わせても同グループの総収入における割合は、1%未満であります。また、同氏は日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。また、上記社外取締役3名及び社外監査役2名は、当社株式を保有していません。

社外取締役は取締役会において、年1回監査部（内部監査部門）より提出される「内部統制基本計画書」の内容及び半期ごとに説明される内部監査の実施の概要につき、必要に応じて助言、指導を行っております。また、取締役会において、内部統制部門から業務の執行状況その他の報告を受け、その内容について適宜助言・監督を行っております。

社外監査役と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携については、「③内部監査、監査役監査及び会計監査の状況」に記載のとおりであります。社外監査役は取締役会に出席し、内部統制部門から報告を受け、その内容について監査の観点から適宜発言を行っております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	224	224	—	7
監査役 (社外監査役を除く)	31	31	—	3
社外役員	27	27	—	4

(注) 上記には、平成27年3月27日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおりません。

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員に対し、日々の業務執行の対価として、株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で役位、経歴等を勘案し報酬を支払うとともに、経営成績を踏まえ、株主に対する配当額や各役員の業績等を勘案し賞与を支給しております。

なお、業績に対する経営責任と報酬との関連性を明確にするため、平成28年2月19日開催の取締役会において業績連動報酬を導入することを決議しております。

また、平成28年3月30日開催の第71期定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績の向上並びに企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し業績連動型株式報酬制度を導入する旨が決議されております。詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (10)従業員株式所有制度の内容」をご参照ください。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

41銘柄 5,703百万円

なお、前事業年度及び当事業年度において、当社が保有する保有目的が純投資目的である投資株式はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 前事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)デサント	949,000	1,112	取引関係等の円滑化
(株)アシックス	191,000	552	取引関係等の円滑化
(株)ダスキン	250,000	443	取引関係等の円滑化
(株)N S D	242,800	429	取引関係等の円滑化
(株)ヤギ	155,200	276	取引関係等の円滑化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	52,200	228	取引関係等の円滑化
凸版印刷(株)	290,000	228	取引関係等の円滑化
グンゼ(株)	492,000	153	取引関係等の円滑化
長瀬産業(株)	100,000	144	取引関係等の円滑化
(株)サンリオ	43,500	130	取引関係等の円滑化
東洋紡(株)	800,000	129	取引関係等の円滑化
トッパン・フォームズ(株)	100,000	121	取引関係等の円滑化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	235,420	109	取引関係等の円滑化
キーコーヒー(株)	65,000	108	取引関係等の円滑化
兼松エレクトロニクス(株)	63,000	108	取引関係等の円滑化
大日本印刷(株)	84,000	91	取引関係等の円滑化
(株)オンワードホールディングス	119,000	86	取引関係等の円滑化
中山福(株)	81,000	70	取引関係等の円滑化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000	66	取引関係等の円滑化
山九(株)	135,000	66	取引関係等の円滑化
片倉工業(株)	48,000	60	取引関係等の円滑化
ナカバヤシ(株)	234,000	48	取引関係等の円滑化
(株)みずほフィナンシャルグループ	209,160	42	取引関係等の円滑化
(株)T&Dホールディングス	24,400	35	取引関係等の円滑化
佐藤商事(株)	46,200	34	取引関係等の円滑化
王子ホールディングス(株)	52,000	22	取引関係等の円滑化
日本紙パルプ商事(株)	50,000	16	取引関係等の円滑化
富士紡ホールディングス(株)	35,000	11	取引関係等の円滑化
(株)G S I クレオス	35,000	4	取引関係等の円滑化
(株)東京ソワール	13,000	3	取引関係等の円滑化

(注) みなし保有株式はありません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)デサント	949,000	1,463	取引関係の維持、強化のため
(株)アシックス	191,000	482	取引関係の維持、強化のため
(株)NSD	267,080	468	取引関係の維持、強化のため
(株)ダスキン	175,000	385	取引関係の維持、強化のため
凸版印刷(株)	290,000	324	取引関係の維持、強化のため
(株)ヤギ	155,200	254	取引関係の維持、強化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	52,200	240	長期安定的な金融取引に関わる 関係維持のため
グンゼ(株)	492,000	174	取引関係の維持、強化のため
長瀬産業(株)	100,000	153	取引関係の維持、強化のため
トッパン・フォームズ(株)	100,000	144	取引関係の維持、強化のため
東洋紡(株)	800,000	136	取引関係の維持、強化のため
兼松エレクトロニクス(株)	63,000	135	取引関係の維持、強化のため
キーコーヒー(株)	65,000	125	取引関係の維持、強化のため
(株)サンリオ	43,500	123	取引関係の維持、強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	235,420	108	長期安定的な金融取引に関わる 関係維持のため
大日本印刷(株)	84,000	101	取引関係の維持、強化のため
(株)オンワードホールディングス	119,000	88	取引関係の維持、強化のため
山九(株)	135,000	83	取引関係の維持、強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000	75	長期安定的な金融取引に関わる 関係維持のため
ナカバヤシ(株)	234,000	70	取引関係の維持、強化のため
中山福(株)	81,000	68	取引関係の維持、強化のため
片倉工業(株)	48,000	62	取引関係の維持、強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	209,160	50	長期安定的な金融取引に関わる 関係維持のため
(株)T&Dホールディングス	24,400	39	取引関係の維持、強化のため
佐藤商事(株)	46,200	36	取引関係の維持、強化のため
王子ホールディングス(株)	52,000	25	取引関係の維持、強化のため
日本紙パルプ商事(株)	50,000	16	取引関係の維持、強化のため
富士紡ホールディングス(株)	35,000	7	取引関係の維持、強化のため
(株)GSIクレオス	35,000	4	取引関係の維持、強化のため
(株)東京ソワール	13,000	2	取引関係の維持、強化のため

(注) みなし保有株式はありません。

(3) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社では、最近の急激な経営環境の変化に対するタイムリーな対応と、迅速且つ適時・適切な意思決定及び業務執行を行う必要があるとの判断に基づき、「経営会議」を設置し、原則として毎週開催し迅速な決議等を行いました。

また、内部監査部門による「業務の有効性」「効率性」「財務報告の信頼性」を確保するための内部統制システムの体制を整え、内部統制の充実・強化を図っております。他方、「(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況 ② 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況」に記載しているとおり、「倫理コンプライアンス委員会」及び「監査委員会」を設置し、企業倫理・コンプライアンスの徹底を図るため各諸施策を実施しております。リスク管理に関しては、経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に事務局を設置し、事務局が各リスクの管理状況を取りまとめた上で、毎月「リスク管理統括委員会」に報告するとともに、リスクの分類と管理体制の明確化、マニュアル整備によりグループのリスク対応力の強化に努めております。

さらに企業活動においては、個人情報情報を適切に取り扱い保護することが当社グループの重要課題であると認識しており、個人情報保護責任者の管理下で個人情報保護事務局による全社的な個人情報管理体制の構築と整備により、個人情報保護の徹底に注力しております。平成17年の個人情報保護法の全面施行に伴い、平成18年には(財)日本情報処理開発協会(現(財)日本情報経済社会推進協会、JIPDEC)の認定による「プライバシーマーク」を取得し、以後2年おきに更新審査を受け付与認定を継続しております。当社グループの千趣会コールセンター(株)についても平成20年に「プライバシーマーク」を取得しており、以後2年おきに付与認定を更新するなど、個人情報を大量に取り扱うグループ会社においても個人情報保護の取組みを行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。

(5) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

(7) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは自己の株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を可能にすることを目的とするものであります。

(8) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うためであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 当社株式の大量買付行為に関する対応策について

「第2 事業の状況 4 対処すべき課題」に記載しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	50	2	49	4
連結子会社	7	—	5	—
計	58	2	54	4

② 【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社の一部については、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Youngに対して監査報酬等を支払っています。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、監査公認会計士等に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「ロイヤリティ報告書」に係る調査業務等を委託しております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）及び事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。
具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,910	14,303
受取手形及び売掛金	6,622	4,046
商品及び製品	21,591	18,025
原材料及び貯蔵品	139	146
繰延税金資産	57	230
未収入金	9,511	9,781
為替予約	4,317	1,961
その他	3,715	3,675
貸倒引当金	△311	△222
流動資産合計	53,554	51,947
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※4 37,362	※4 40,782
減価償却累計額	△23,398	△24,730
建物及び構築物（純額）	※2 13,963	16,052
機械装置及び運搬具	8,403	9,013
減価償却累計額	△7,889	△8,032
機械装置及び運搬具（純額）	514	981
工具、器具及び備品	※4 2,527	※4 2,948
減価償却累計額	△1,717	△1,990
工具、器具及び備品（純額）	809	957
土地	※3 12,311	※3 12,091
リース資産	1,405	883
減価償却累計額	△350	△402
リース資産（純額）	1,055	481
建設仮勘定	422	1,406
有形固定資産合計	29,075	31,970
無形固定資産		
のれん	2,225	2,243
その他	3,154	2,853
無形固定資産合計	5,380	5,097
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 6,155	※1 9,877
長期貸付金	1,083	1,026
敷金及び保証金	1,644	1,901
繰延税金資産	162	131
その他	3,994	3,666
貸倒引当金	△265	△265
投資その他の資産合計	12,774	16,337
固定資産合計	47,231	53,404
資産合計	100,785	105,352

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	12,124	11,084
買掛金	5,397	5,346
短期借入金	※2 2,747	2,111
1年内償還予定の社債	700	450
リース債務	129	117
未払金	6,100	7,353
未払費用	2,130	2,477
未払法人税等	915	121
未払消費税等	776	325
販売促進引当金	219	402
その他	2,230	1,618
流動負債合計	33,470	31,410
固定負債		
社債	450	—
新株予約権付社債	7,000	7,000
長期借入金	3,510	9,181
リース債務	1,239	1,122
繰延税金負債	651	1,527
再評価に係る繰延税金負債	※3 629	※3 535
退職給付に係る負債	84	93
資産除去債務	455	586
その他	133	189
固定負債合計	14,153	20,236
負債合計	47,624	51,647
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,359	22,304
資本剰余金	21,038	23,860
利益剰余金	17,086	11,009
自己株式	△2,776	△15
株主資本合計	55,707	57,159
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,261	1,756
繰延ヘッジ損益	2,780	1,282
土地再評価差額金	※3 △6,724	※3 △6,629
為替換算調整勘定	135	110
退職給付に係る調整累計額	—	△1
その他の包括利益累計額合計	△2,546	△3,481
少数株主持分	—	27
純資産合計	53,160	53,705
負債純資産合計	100,785	105,352

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	142,526	134,321
売上原価	※1 75,038	※1 73,442
売上総利益	67,488	60,879
販売費及び一般管理費		
運賃及び荷造費	8,048	7,486
販売促進費	18,254	18,078
販売促進引当金繰入額	219	402
貸倒引当金繰入額	212	135
役員報酬	529	555
給料及び手当	11,350	11,187
賞与	1,676	1,545
減価償却費	2,646	2,880
その他	21,462	22,044
販売費及び一般管理費合計	※2 64,399	※2 64,316
営業利益又は営業損失(△)	3,088	△3,437
営業外収益		
受取利息	69	90
受取配当金	120	100
持分法による投資利益	44	881
債務勘定整理益	214	264
雑収入	329	197
営業外収益合計	778	1,534
営業外費用		
支払利息	190	188
支払手数料	2	308
雑損失	125	140
営業外費用合計	317	638
経常利益又は経常損失(△)	3,549	△2,540
特別利益		
固定資産売却益	※3 4	※3 18
投資有価証券売却益	84	23
補助金収入	—	150
事業譲渡益	—	149
特別利益合計	89	341
特別損失		
固定資産除売却損	※4 77	※4 55
固定資産圧縮損	—	148
減損損失	※5 222	※5 993
特別退職金	—	414
その他	347	22
特別損失合計	646	1,634
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	2,992	△3,834
法人税、住民税及び事業税	1,107	163
法人税等調整額	85	1,343
法人税等合計	1,193	1,507
少数株主損益調整前当期純利益又は 少数株主損益調整前当期純損失(△)	1,798	△5,341
少数株主利益又は少数株主損失(△)	0	△33
当期純利益又は当期純損失(△)	1,798	△5,307

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は 少数株主損益調整前当期純損失 (△)	1,798	△5,341
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	486	497
繰延ヘッジ損益	1,501	△1,501
土地再評価差額金	—	53
為替換算調整勘定	46	△17
持分法適用会社に対する持分相当額	36	△6
その他の包括利益合計	※ 2,071	※ △975
包括利益	3,870	△6,316
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,869	△6,283
少数株主に係る包括利益	0	△33

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,359	21,038	16,353	△2,776	54,975
当期変動額					
剰余金の配当			△1,039		△1,039
当期純利益			1,798		1,798
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			3		3
連結範囲の変動			△28		△28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	733	△0	732
当期末残高	20,359	21,038	17,086	△2,776	55,707

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	774	1,278	△6,720	52	△4,615	50,359
当期変動額						
剰余金の配当						△1,039
当期純利益						1,798
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						3
連結範囲の変動						△28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	486	1,501	△3	83	2,068	2,068
当期変動額合計	486	1,501	△3	83	2,068	2,801
当期末残高	1,261	2,780	△6,724	135	△2,546	53,160

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,359	21,038	17,086	△2,776	55,707
当期変動額					
新株の発行	1,945	1,945			3,891
剰余金の配当			△728		△728
当期純損失(△)			△5,307		△5,307
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		875		2,762	3,637
土地再評価差額金の取崩			△40		△40
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,945	2,821	△6,077	2,761	1,451
当期末残高	22,304	23,860	11,009	△15	57,159

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,261	2,780	△6,724	135	—	△2,546	—	53,160
当期変動額								
新株の発行								3,891
剰余金の配当								△728
当期純損失(△)								△5,307
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								3,637
土地再評価差額金の取崩								△40
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	495	△1,497	94	△24	△1	△934	27	△907
当期変動額合計	495	△1,497	94	△24	△1	△934	27	544
当期末残高	1,756	1,282	△6,629	110	△1	△3,481	27	53,705

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 (△)	2,992	△3,834
減価償却費	2,675	2,921
減損損失	222	993
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△75	△88
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	△368	183
受取利息及び受取配当金	△190	△191
支払利息	190	188
持分法による投資損益 (△は益)	△44	△881
投資有価証券売却損益 (△は益)	226	△23
固定資産除売却損益 (△は益)	72	37
固定資産圧縮損	—	148
補助金収入	—	△150
事業譲渡損益 (△は益)	—	△149
特別退職金	—	414
売上債権の増減額 (△は増加)	△126	2,556
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9	3,559
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	523	1,150
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,510	△1,246
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△8,229	△298
その他	976	△485
小計	3,346	4,805
利息及び配当金の受取額	184	193
利息の支払額	△197	△199
法人税等の支払額	△611	△1,398
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,722	3,400
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,718	△4,925
有形固定資産の売却による収入	11	209
無形固定資産の取得による支出	△746	△828
補助金の受取額	—	150
定期預金の預入による支出	—	△1,000
定期預金の払戻による収入	100	1,300
投資有価証券の取得による支出	△25	△2,643
投資有価証券の売却による収入	993	152
投資有価証券の償還による収入	750	300
子会社株式の取得による支出	△125	△612
その他	△778	△153
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,540	△8,053
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△4,110	△70
長期借入れによる収入	1,500	7,800
長期借入金の返済による支出	△2,587	△2,693
少数株主からの払込みによる収入	—	80
新株予約権付社債の発行による収入	6,980	—
社債の償還による支出	△700	△700
株式の発行による収入	—	3,868
自己株式の処分による収入	—	3,637
配当金の支払額	△1,041	△730
その他	△132	△130
財務活動によるキャッシュ・フロー	△91	11,060
現金及び現金同等物に係る換算差額	33	△15
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,124	6,393
現金及び現金同等物の期首残高	6,495	7,910
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	290	—
現金及び現金同等物の期末残高	※ 7,910	※ 14,303

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

主要な連結子会社名

株ディアーズ・ブレイン

株ベルネージュダイレクト

株モバコレ

株ベルメゾンロジスコ

千趣ロジスコ株

千趣会コールセンター株

株プラネットワークは、平成27年3月の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 2社

主要な非連結子会社名

千趣会香港有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数 1社

持分法を適用した非連結子会社名

千趣会香港有限公司

(2) 持分法を適用した関連会社数 3社

持分法を適用した関連会社名

ワタベウェディング株

株K. S e n s e

株センテンス

ワタベウェディング株は、平成27年9月の株式取得に伴い、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日と連結決算日との差異が6ヶ月を超える会社については、連結決算日直近となる当該会社の第2四半期の末日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社名

千趣会マーケティングサポート株

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ……時価法

③ たな卸資産

主として月別総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	38～50年
機械装置及び運搬具	12年

また、事業用定期借地権等が設定されている建物及び構築物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌連結会計年度の売上高に対応するカタログ関係費用は、各期における費用と収益の対応割合をあげるため、前払費用として流動資産の「その他」に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……輸入取引における外貨建債務

③ ヘッジ方針

主に当社の社内管理規程等に基づき、為替変動リスク及びキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段が有効であることを検証するために、定期的に有効性判定を行うものとしております。

ただし、輸入決済等に対して為替予約等でその決済に振当てており、その後の為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却についてはその効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(11) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成27年12月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件

③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

現在検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「繰延税金負債」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた784百万円は、「繰延税金負債」651百万円、「その他」133百万円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた127百万円は「支払手数料」2百万円、「雑損失」125百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「投資有価証券売却損」に表示していた311百万円は「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「定期預金の払戻による収入」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△678百万円は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の払戻による収入」100百万円、「その他」△778百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社に対する株式は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
投資有価証券	666百万円	4,005百万円

※2. 担保に供している資産の内訳

(1) 担保資産

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
建物及び構築物	173百万円	－百万円

(2) 上記に対応する債務

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
短期借入金	10百万円	－百万円

※3. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,545百万円	△2,414百万円

※4. 当連結会計年度において、地方公共団体からの補助金の受入れにより、148百万円の圧縮記帳を行いました。

なお、有形固定資産に係る補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
建物及び構築物	13百万円	115百万円
工具、器具及び備品	1	29
計	14	145

5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
コミットメントラインの総額	15,300百万円	10,200百万円
借入実行残高	—	—
差引額	15,300	10,200

6. 財務制限条項

前連結会計年度（平成26年12月31日）

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、平成23年12月期の末日、又は直前の事業年度の末日において貸借対照表の純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される負債の部の合計金額の、当該貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額に対する割合を150%以下に維持すること。
- (3) 各事業年度における損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- (4) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される当期損益及び減価償却費の合計金額の5倍に相当する金額を2期連続して超えないようにすること。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、平成26年12月期の末日、又は直前の事業年度の末日において貸借対照表の純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される負債の部の合計金額の、当該貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額に対する割合を150%以下に維持すること。
- (3) 各事業年度における損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- (4) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される当期損益及び減価償却費の合計金額の5倍に相当する金額を2期連続して超えないようにすること。

(連結損益計算書関係)

※1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
433百万円	361百万円

※2. 一般管理費に含まれる研究開発費

前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
179百万円	161百万円

※3. 固定資産売却益の内訳

前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		
機械装置及び運搬具	0百万円	機械装置及び運搬具	1百万円
その他	3	工具、器具及び備品	1
		土地	15
計	4	計	18

※4. 固定資産除売却損の内訳

前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		
建物及び構築物除却損	2百万円	建物及び構築物除却損	7百万円
機械装置及び運搬具除却損	23	建物及び構築物売却損	19
工具、器具及び備品除却損	4	機械装置及び運搬具除却損	4
土地売却損	21	工具、器具及び備品除却損	2
無形固定資産除却損	21	工具、器具及び備品売却損	0
その他	3	無形固定資産除却損	20
計	77	計	55

※5. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
大阪市西区他	通信販売事業用資産	建物及び構築物他	81
宮城県富谷町	ブライダル事業用資産	建物及び構築物	141

資産のグルーピングについては、原則として事業用資産については管理会計上の区分に基づいております。

上記の資産グループの事業用資産については、営業損益が悪化し短期的な業績回復が見込まれないことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物178百万円、工具、器具及び備品14百万円、無形固定資産29百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は使用価値で測定しており、将来キャッシュ・フローの割引率は主に3.1%で算定しております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
(株)千趣会 埼玉県三郷市他	通信販売事業用資産	建物及び構築物他	61
(株)千趣会 東京都千代田区	その他事業用資産	建物及び構築物他	21
(株)ベルネージュダイレクト 東京都千代田区他	通信販売事業用資産	無形固定資産他	50
(株)ディアーズ・ブレイン 福岡市中央区他	ブライダル事業用資産	リース資産他	757
(株)千趣会 埼玉県ふじみ野市他	売却予定資産	土地	102

資産のグルーピングについては、原則として事業用資産については管理会計上の区分に基づいております。また、売却予定資産については個々の単位でグルーピングしております。

上記の資産グループの事業用資産については、営業損益が悪化し短期的な業績回復が見込まれないことにより、また、売却予定資産については、市場価値の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

その主な内訳は、建物及び構築物390百万円、工具、器具及び備品14百万円、リース資産446百万円、無形固定資産38百万円、土地102百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は、事業用資産については使用価値で測定しており、将来キャッシュ・フローの割引率は主に2.3%で算定しております。また、売却予定資産については売却予定価額に基づき算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	531百万円	660百万円
組替調整額	226	△22
税効果調整前	758	637
税効果額	△271	△140
その他有価証券評価差額金	486	497
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	3,452	184
資産の取得原価調整額	△1,197	△2,545
税効果調整前	2,255	△2,361
税効果額	△753	859
繰延ヘッジ損益	1,501	△1,501
土地再評価差額金：		
税効果額	—	53
為替換算調整勘定：		
当期発生額	46	△17
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	36	△4
組替調整額	—	△1
持分法適用会社に対する持分相当額	36	△6
その他の包括利益合計	2,071	△975

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	47,630	—	—	47,630
合計	47,630	—	—	47,630
自己株式				
普通株式(注)	4,321	0	—	4,322
合計	4,321	0	—	4,322

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年3月28日 定時株主総会	普通株式	519	12	平成25年12月31日	平成26年3月31日
平成26年7月31日 取締役会	普通株式	519	12	平成26年6月30日	平成26年9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	519	利益剰余金	12	平成26年12月31日	平成27年3月30日

当連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注1)	47,630	4,600	—	52,230
合計	47,630	4,600	—	52,230
自己株式				
普通株式(注2)	4,322	0	4,300	23
合計	4,322	0	4,300	23

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加4,600千株は、第三者割当による新株式の発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少4,300千株は第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	519	12	平成26年12月31日	平成27年3月30日
平成27年7月30日 取締役会	普通株式	208	4	平成27年6月30日	平成27年9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	208	利益剰余金	4	平成27年12月31日	平成28年3月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金勘定	7,910百万円	14,303百万円
現金及び現金同等物	7,910	14,303

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主としてプライダル事業における店舗設備(建物、工具、器具及び備品等)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
1年内	127	373
1年超	1,436	3,907
合計	1,564	4,281

(貸主側)

ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を主に銀行借入より調達しております。

また、設備計画に基づいて必要な資金を銀行借入や社債及び新株予約権付社債の発行により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は社内審査基準に従い、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理に関する体制を整備し運用しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に株価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を断続的に見直しております。

営業債務である電子記録債務、買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

借入金、社債は、運転資金及び設備投資に、新株予約権付社債は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、原則として外貨建営業債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

また、営業債務、借入金、社債、新株予約権付社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

前連結会計年度（平成26年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,910	7,910	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,622	6,622	—
(3) 未収入金	9,511	9,511	—
(4) 投資有価証券	5,246	5,246	—
資産計	29,291	29,291	—
(5) 電子記録債務	12,124	12,124	—
(6) 買掛金	5,397	5,397	—
(7) 短期借入金	120	120	—
(8) 未払金	6,100	6,100	—
(9) 社債（※1）	1,150	1,161	11
(10) 新株予約権付社債	7,000	7,061	61
(11) 長期借入金（※2）	6,137	6,155	18
負債計	38,029	38,120	91
(12) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	4,317	4,317	—
デリバティブ取引計（※3）	4,317	4,317	—

- ※ 1. 社債には、1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額700百万円）を含めて表示しております。
- ※ 2. 連結貸借対照表では短期借入金に含まれている1年以内に返済される長期借入金（連結貸借対照表計上額2,627百万円）は、長期借入金を含めて表示しております。
- ※ 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	14,303	14,303	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,046	4,046	—
(3) 未収入金	9,781	9,781	—
(4) 投資有価証券 (※1)	8,675	7,062	△1,613
資産計	36,807	35,193	△1,613
(5) 電子記録債務	11,084	11,084	—
(6) 買掛金	5,346	5,346	—
(7) 短期借入金	50	50	—
(8) 未払金	7,353	7,353	—
(9) 社債 (※2)	450	453	3
(10) 新株予約権付社債	7,000	6,965	△35
(11) 長期借入金 (※3)	11,243	11,247	3
負債計	42,529	42,501	△27
(12) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	1,956	1,956	—
デリバティブ取引計(※4)	1,956	1,956	—

- ※ 1. 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。
- ※ 2. 社債はすべて1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額450百万円）であります。
- ※ 3. 連結貸借対照表では短期借入金に含まれている1年以内に返済される長期借入金（連結貸借対照表計上額2,061百万円）は、長期借入金を含めて表示しております。
- ※ 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

- (5) 電子記録債務、(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 社債
社債の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。
- (10) 新株予約権付社債
新株予約権付社債の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
- (11) 長期借入金
長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
非連結子会社及び関連会社株式	666	785
その他有価証券		
非上場株式	216	247
投資事業組合出資金	25	168

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成26年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	7,899	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,622	—	—	—
未収入金	9,511	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	—	—	—	300
合計	24,034	—	—	300

当連結会計年度 (平成27年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	14,290	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,046	—	—	—
未収入金	9,781	—	—	—
投資有価証券	—	—	—	—
合計	28,119	—	—	—

4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (平成26年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	120	—	—	—	—	—
社債	700	450	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	7,000	—
長期借入金	2,627	1,883	1,237	295	93	—
合計	3,447	2,333	1,237	295	7,093	—

当連結会計年度 (平成27年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	50	—	—	—	—	—
社債	450	—	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	7,000	—	—
長期借入金	2,061	1,362	899	837	678	5,403
合計	2,561	1,362	899	7,837	678	5,403

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成26年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,851	2,889	1,961
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	306	300	6
	(3) その他	—	—	—
	小計	5,157	3,189	1,968
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	88	107	△18
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	88	107	△18
合計		5,246	3,296	1,950

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額216百万円) 及び投資事業組合出資金 (連結貸借対照表計上額25百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (平成27年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,411	2,819	2,591
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	5,411	2,819	2,591
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	44	48	△3
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	44	48	△3
合計		5,455	2,868	2,587

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額247百万円) 及び投資事業組合出資金 (連結貸借対照表計上額168百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	973	84	311
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	20	0	—
合計	993	84	311

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	152	23	0
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	152	23	0

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度（平成26年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	25,910	13,857	4,317
	合計		25,910	13,857	4,317

（注） 時価の算定方法

為替予約取引……先物為替相場によっております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	28,151	14,294	1,956
	合計		28,151	14,294	1,956

（注） 時価の算定方法

為替予約取引……先物為替相場によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は確定拠出型年金制度及び前払退職金制度を選択的に採用しております。

また、連結子会社のうち1社は前払退職金制度を採用し、その他の一部連結子会社については退職一時金制度(うち一部の連結子会社については中小企業退職金共済制度に加入)等を採用しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	78百万円	84百万円
退職給付費用	19	22
退職給付の支払額	△9	△9
制度への拠出額	△4	△4
退職給付に係る負債の期末残高	84	93

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成26年12月31日)	(平成27年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	84百万円	93百万円
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	84	93
退職給付に係る負債	84	93
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	84	93

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	19百万円	22百万円

(4) 退職給付に係る調整累計額

一部の持分法適用関連会社は確定給付型の退職給付制度を設けております。

当連結会計年度の退職給付に係る調整累計額には、一部の持分法適用関連会社の未認識項目のうち当社の持分相当額△1百万円(税効果控除後)が計上されております。

3. 確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度564百万円、当連結会計年度546百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産 (流動)		
たな卸資産評価損	141百万円	347百万円
未払賞与	227	200
預り金調整額	142	150
特別退職金	—	139
その他	805	482
繰延税金資産小計	1,317	1,320
評価性引当額	△413	△36
繰延税金資産合計	903	1,284
繰延税金負債との相殺額	△846	△1,053
繰延税金資産の純額	57	230
繰延税金負債 (流動)		
繰延ヘッジ損益	885	647
販売促進費認定損	—	372
その他	29	34
繰延税金負債合計	915	1,054
繰延税金資産との相殺額	△846	△1,053
繰延税金負債の純額	69	0
繰延税金資産 (固定)		
繰越欠損金	—	2,502
減価償却超過額	758	961
資産除去債務	162	191
投資有価証券評価損	145	131
その他	535	462
繰延税金資産小計	1,602	4,250
評価性引当額	△604	△3,667
繰延税金資産合計	997	583
繰延税金負債との相殺額	△834	△451
繰延税金資産の純額	162	131
繰延税金負債 (固定)		
特別償却準備金	9	983
その他有価証券評価差額金	695	829
その他	781	165
繰延税金負債合計	1,486	1,979
繰延税金資産との相殺額	△834	△451
繰延税金負債の純額	651	1,527

2. 再評価に係る繰延税金負債の内訳

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
再評価に係る繰延税金資産	2,799百万円	2,493百万円
評価性引当額	△2,799	△2,493
再評価に係る繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
再評価に係る繰延税金負債	629	535
再評価に係る繰延税金負債合計	629	535

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年3月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成28年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.0%に、平成29年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.2%となります。

この税率変更により、再評価に係る繰延税金負債は51百万円、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は91百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は87百万円、繰延ヘッジ損益は54百万円、土地再評価差額金は51百万円、法人税等調整額は49百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～50年と見積り、割引率は0～2.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
期首残高	387百万円	458百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	65	84
時の経過による調整額	5	6
見積りの変更による増減額	—	△4
資産除去債務の履行による減少額	—	△16
新規連結に伴う増加額	—	65
期末残高	458	593

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主に「通信販売事業」「ブライダル事業」「法人事業」の事業活動を展開しており、当社及びグループ会社が構成するこれら事業の種類別の区分により、当社及びグループ会社ごとに経営を管理しております。

したがって、当社グループは事業別のセグメントから構成されており、「通信販売事業」「ブライダル事業」「法人事業」の3つを報告セグメントとしております。

「通信販売事業」は、カタログ及びインターネットを中心とした各媒体による通信販売を行っております。「ブライダル事業」は、ハウスウェディングを中心としたブライダル事業を行っております。「法人事業」は、当社インフラを活用し、通信販売業者やEC事業者等を対象としたソリューションサービス及びプロモーション支援等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	通信販売 事業	ブライ ダル事業	法人事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	125,296	12,750	3,944	141,991	534	142,526	—	142,526
セグメント間の 内部売上高又は振替高	881	—	118	1,000	0	1,000	△1,000	—
計	126,177	12,750	4,063	142,992	535	143,527	△1,000	142,526
セグメント利益	1,921	834	304	3,060	26	3,086	2	3,088
セグメント資産	90,013	13,650	606	104,270	574	104,845	△4,060	100,785
その他の項目								
減価償却費	1,959	681	26	2,667	7	2,675	—	2,675
のれん償却額	21	149	—	170	—	170	—	170
持分法適用会社への投資額	659	—	—	659	—	659	—	659
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,225	1,655	25	2,905	140	3,045	—	3,045

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険・クレジットなどを主とするサービス事業、保育事業などであります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額2百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△4,060百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	通信販売 事業	ブライ ダル事業	法人事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	113,976	15,281	4,214	133,473	848	134,321	—	134,321
セグメント間の 内部売上高又は振替高	874	0	128	1,002	0	1,003	△1,003	—
計	114,850	15,281	4,343	134,475	848	135,324	△1,003	134,321
セグメント利益又は 損失（△）	△4,597	682	367	△3,547	97	△3,449	12	△3,437
セグメント資産	87,833	20,786	712	109,332	592	109,924	△4,571	105,352
その他の項目								
減価償却費	1,947	925	27	2,901	20	2,921	—	2,921
のれん償却額	52	207	—	260	—	260	—	260
持分法適用会社への投資額	778	3,219	—	3,998	—	3,998	—	3,998
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,098	3,152	12	6,263	37	6,300	—	6,300

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険・クレジットなどを主とするサービス事業、保育事業などであります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額12百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△4,571百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）及び当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める単一の外部顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
 前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	通信販売事業	ブライダル 事業	法人事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	81	141	—	—	—	222

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	通信販売事業	ブライダル 事業	法人事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	214	757	—	21	—	993

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
 前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	通信販売事業	ブライダル 事業	法人事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	21	149	—	—	—	170
当期末残高	74	2,151	—	—	—	2,225

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	通信販売事業	ブライダル 事業	法人事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	52	207	—	—	—	260
当期末残高	—	2,243	—	—	—	2,243

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主及びその他の関係会社	J. フロントリテイング(株)	東京都中央区	30,000	グループ会社の経営管理	(被所有) 直接22.6%	資本業務提携(注)2	第三者割当増資(注)1	3,891	-	-
							自己株式の処分(注)1	3,637	-	-

(注) 1. 当社が行った第三者割当増資及び自己株式の処分を1株846円で引き受けたものであり、取引価格は第三者割当増資にかかる当社取締役会決議日の直前3ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値を基準として決定しております。

2. 平成27年4月17日に資本業務提携契約を締結しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	1,227円 52銭	1,028円 17銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	41円 52銭	△108円 03銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	37円 52銭	-

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	1,798	△5,307
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	1,798	△5,307
期中平均株式数(千株)	43,308	49,135
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	4,611	-
(うち新株予約権付社債(千株))	(4,611)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回無担保社債	平成21年 2月27日	1,150 (700)	450 (450)	年1.595	なし	平成28年 2月29日
当社	2019年満期円貨建転換 社債型新株予約権付社債	平成26年 4月23日	7,000	7,000	—	なし	平成31年 4月23日
合計	—	—	8,150 (700)	7,450 (450)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償
株式の発行価格 (円)	1,048
発行価額の総額 (百万円)	7,000
新株予約権の行使により発行した 株式の発行価額の総額 (百万円)	—
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	自 平成26年5月7日 至 平成31年4月9日

(注) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
450	—	—	7,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	120	50	0.42	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,481	3,085	0.81	—
1年以内に返済予定のリース債務	138	127	7.18	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	5,792	12,040	0.85	平成29年～平成47年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	1,330	1,203	7.04	平成29年～平成40年
その他有利子負債	—	—	—	—
小計	10,863	16,507	—	—
内部取引の消去	△3,236	△3,973	—	—
合計	7,627	12,533	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものを除いて算定しております。
 3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,362	899	837	678
リース債務	101	91	90	94

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	31,086	68,161	96,191	134,321
税金等調整前四半期(当期)純損失金額(△) (百万円)	△1,783	△1,162	△1,451	△3,834
四半期(当期)純損失金額(△)(百万円)	△1,164	△1,219	△1,516	△5,307
1株当たり四半期(当期)純損失金額(△)(円)	△26.89	△26.50	△31.53	△108.03

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	△26.89	△1.13	△5.69	△72.62

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,239	9,118
受取手形	141	140
売掛金	※1 5,782	※1 3,221
商品及び製品	21,099	17,417
原材料及び貯蔵品	105	103
前払費用	2,215	2,073
繰延税金資産	—	71
未収入金	※1 9,961	※1 9,741
その他	※1 6,415	※1 4,314
貸倒引当金	△294	△207
流動資産合計	49,667	45,994
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,208	9,511
構築物	205	239
機械及び装置	495	951
車両運搬具	1	0
工具、器具及び備品	628	772
土地	11,007	10,787
建設仮勘定	240	—
有形固定資産合計	20,787	22,262
無形固定資産		
ソフトウェア	2,825	2,420
その他	159	306
無形固定資産合計	2,985	2,726
投資その他の資産		
投資有価証券	5,488	5,871
関係会社株式	7,423	9,912
長期貸付金	※1 2,449	※1 3,124
その他	※1 4,535	※1 4,194
貸倒引当金	△302	△308
投資損失引当金	△218	△218
投資その他の資産合計	19,377	22,577
固定資産合計	43,150	47,566
資産合計	92,817	93,560

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	12,124	11,084
買掛金	※1 4,256	※1 3,986
1年内償還予定の社債	700	450
1年内返済予定の長期借入金	2,248	1,673
リース債務	9	9
未払金	※1 5,920	※1 6,237
未払費用	1,133	1,523
未払法人税等	769	34
預り金	848	908
販売促進引当金	211	392
繰延税金負債	218	—
その他	926	※1 357
流動負債合計	29,366	26,657
固定負債		
社債	450	—
新株予約権付社債	7,000	7,000
長期借入金	2,894	6,476
リース債務	91	81
繰延税金負債	1,035	1,281
再評価に係る繰延税金負債	629	535
その他	66	97
固定負債合計	12,166	15,470
負債合計	41,532	42,128
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,359	22,304
資本剰余金		
資本準備金	12,864	14,809
その他資本剰余金	8,174	9,050
資本剰余金合計	21,038	23,860
利益剰余金		
利益準備金	1,118	1,118
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	57	57
特別償却準備金	14	1,479
繰越利益剰余金	14,155	6,219
利益剰余金合計	15,345	8,874
自己株式	△2,776	△15
株主資本合計	53,967	55,024
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,261	1,758
繰延ヘッジ損益	2,780	1,278
土地再評価差額金	△6,724	△6,629
評価・換算差額等合計	△2,682	△3,592
純資産合計	51,284	51,431
負債純資産合計	92,817	93,560

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	※1 121,851	※1 110,052
売上原価	※1 65,498	※1 62,162
売上総利益	56,352	47,890
販売費及び一般管理費	※1,※2 54,495	※1,※2 52,518
営業利益又は営業損失(△)	1,856	△4,627
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	※1 420	※1 404
債務勘定整理益	214	264
雑収入	※1 200	※1 140
営業外収益合計	835	809
営業外費用		
支払利息	110	113
支払手数料	2	308
雑損失	※1 82	120
営業外費用合計	195	542
経常利益又は経常損失(△)	2,496	△4,360
特別利益		
固定資産売却益	3	15
投資有価証券売却益	84	23
特別利益合計	87	39
特別損失		
固定資産除売却損	60	42
減損損失	51	185
子会社株式評価損	—	244
特別退職金	—	414
その他	347	8
特別損失合計	460	895
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	2,124	△5,217
法人税、住民税及び事業税	455	△149
法人税等調整額	291	634
法人税等合計	747	484
当期純利益又は当期純損失(△)	1,376	△5,701

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	海外投資等損失準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	59	—	33	13,793	15,005	
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の積立						0			△0	—	
固定資産圧縮積立金の取崩						△2			2	—	
特別償却準備金の積立							14		△14	—	
海外投資等損失準備金の積立								0	△0	—	
海外投資等損失準備金の取崩								△33	33	—	
剰余金の配当									△1,039	△1,039	
当期純利益									1,376	1,376	
自己株式の取得											
土地再評価差額金の取崩									3	3	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2	14	△33	362	340	
当期末残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	57	14	—	14,155	15,345	

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,776	53,626	774	1,278	△6,720	△4,667	48,959
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の積立		—					—
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
特別償却準備金の積立		—					—
海外投資等損失準備金の積立		—					—
海外投資等損失準備金の取崩		—					—
剰余金の配当		△1,039					△1,039
当期純利益		1,376					1,376
自己株式の取得	△0	△0					△0
土地再評価差額金の取崩		3					3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			486	1,501	△3	1,985	1,985
当期変動額合計	△0	340	486	1,501	△3	1,985	2,325
当期末残高	△2,776	53,967	1,261	2,780	△6,724	△2,682	51,284

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	57	14	14,155	15,345
当期変動額									
新株の発行	1,945	1,945		1,945					
固定資産圧縮積立金の積立						2		△2	－
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	－
特別償却準備金の積立							1,467	△1,467	－
特別償却準備金の取崩							△2	2	－
剰余金の配当								△728	△728
当期純損失（△）								△5,701	△5,701
自己株式の取得									
自己株式の処分			875	875					
土地再評価差額金の取崩								△40	△40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	1,945	1,945	875	2,821	－	0	1,465	△7,936	△6,471
当期末残高	22,304	14,809	9,050	23,860	1,118	57	1,479	6,219	8,874

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,776	53,967	1,261	2,780	△6,724	△2,682	51,284
当期変動額							
新株の発行		3,891					3,891
固定資産圧縮積立金の積立		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
特別償却準備金の積立		－					－
特別償却準備金の取崩		－					－
剰余金の配当		△728					△728
当期純損失（△）		△5,701					△5,701
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	2,762	3,637					3,637
土地再評価差額金の取崩		△40					△40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			497	△1,501	94	△910	△910
当期変動額合計	2,761	1,057	497	△1,501	94	△910	147
当期末残高	△15	55,024	1,758	1,278	△6,629	△3,592	51,431

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……時価法

(3) たな卸資産

商品……月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 38～50年

機械及び装置 12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して、必要額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

6. 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌期の売上高に対応するカタログ関係費用は前払費用に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……輸入取引における外貨建債務

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替変動リスク及びキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段が有効であることを検証するために、定期的に有効性判定を行うものとしております。

ただし、輸入決済等に対して為替予約等でその決済に振当てており、その後の為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた84百万円は「支払手数料」2百万円、「雑損失」82百万円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「投資有価証券売却損」に表示していた311百万円は「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
短期金銭債権	1,563百万円	1,592百万円
長期金銭債権	2,183	2,849
短期金銭債務	95	126

2. 債務保証

仕入債務に対する保証

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
(株)ベルネージュダイレクト	131百万円	199百万円

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
コミットメントラインの総額	15,300百万円	10,200百万円
借入実行残高	—	—
差引額	15,300	10,200

4. 財務制限条項

前事業年度（平成26年12月31日）

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1)各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、平成23年12月期の末日、又は直前の事業年度の末日において貸借対照表の純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- (2)各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される負債の部の合計金額の、当該貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額に対する割合を150%以下に維持すること。
- (3)各事業年度における損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- (4)各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される当期損益及び減価償却費の合計金額の5倍に相当する金額を2期連続して超えないようにすること。

当事業年度（平成27年12月31日）

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1)各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、平成26年12月期の末日、又は直前の事業年度の末日において貸借対照表の純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- (2)各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される負債の部の合計金額の、当該貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額に対する割合を150%以下に維持すること。
- (3)各事業年度における損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- (4)各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される当期損益及び減価償却費の合計金額の5倍に相当する金額を2期連続して超えないようにすること。

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	524百万円	522百万円
営業費用	7,951	6,986
営業取引以外の取引高	257	248

※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度66%、当事業年度64%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34%、当事業年度36%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
運賃及び荷造費	7,684百万円	7,034百万円
販売促進費	17,411	17,157
販売促進引当金繰入額	211	392
貸倒引当金繰入額	210	125
支払手数料	11,496	10,607
減価償却費	1,881	1,984

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (平成26年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度 (平成27年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,883	1,228	△655
合計	1,883	1,228	△655

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
子会社株式	6,876	7,480
関連会社株式	547	547
合計	7,423	8,028

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産 (流動)		
たな卸資産評価損	132百万円	336百万円
預り金調整額	142	150
特別退職金	—	139
販売促進引当金	75	129
その他	367	363
繰延税金資産小計	718	1,119
評価性引当額	△22	△9
繰延税金資産合計	695	1,110
繰延税金負債 (流動)		
繰延ヘッジ損益	885	647
販売促進費認定損	—	372
その他	28	18
繰延税金負債合計	913	1,038
繰延税金資産又は負債 (△) の純額	△218	71
繰延税金資産 (固定)		
繰越欠損金	—	2,154
関係会社株式評価損	513	543
減価償却超過額	325	290
投資有価証券評価損	145	131
その他	423	386
繰延税金資産小計	1,408	3,506
評価性引当額	△1,048	△3,184
繰延税金資産合計	359	322
繰延税金負債 (固定)		
その他有価証券評価差額金	695	829
特別償却準備金	7	706
その他	691	67
繰延税金負債合計	1,394	1,603
繰延税金負債 (△) の純額	△1,035	△1,281

2. 再評価に係る繰延税金負債の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
再評価に係る繰延税金資産	2,799百万円	2,493百万円
評価性引当額	△2,799	△2,493
再評価に係る繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
再評価に係る繰延税金負債	629	535
再評価に係る繰延税金負債合計	629	535

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.0	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.1	
住民税均等割	1.1	
評価性引当額	△10.5	
法定実効税率と改正後の税率の差異等	3.0	
その他	2.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.2	

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年3月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.0%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.2%となります。

この税率変更により、再評価に係る繰延税金負債は51百万円、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は129百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は87百万円、繰延ヘッジ損益は54百万円、土地再評価差額金は51百万円、法人税等調整額は12百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	8,208	2,051	172 (76)	576	9,511	19,124
	構築物	205	55	0	20	239	1,669
	機械及び装置	495	605	5 (0)	144	951	7,952
	車両運搬具	1	—	0	0	0	6
	工具、器具及び備品	628	266	7 (2)	115	772	1,158
	土地	11,007 [△6,094]	—	219 (102) [△0]	—	10,787 [△6,094]	—
	建設仮勘定	240	—	240	—	—	—
	計	20,787 [△6,094]	2,979	645 (182) [△0]	857	22,262 [△6,094]	29,912
無形 固定資産	ソフトウェア	2,825	714	15 (2)	1,104	2,420	—
	その他	159	293	128	18	306	—
	計	2,985	1,008	144 (2)	1,123	2,726	—

- (注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
 2. 「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の[]内は内書きで、「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。
 3. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

資産の種類	内容	金額
建物	美濃加茂ディストリビューションセンター開設	1,413百万円
建物	結婚式場施設(M i a V i a)購入	595百万円
ソフトウェア	美濃加茂ディストリビューションセンターシステム開発	235百万円

4. 当期減少額のうち主なものは以下のとおりであります。

資産の種類	内容	金額
建設仮勘定	美濃加茂ディストリビューションセンター開設 (本勘定へ振替)	240百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	596	515	596	515
投資損失引当金	218	—	—	218
販売促進引当金	211	392	211	392

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

特記事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで																																
定時株主総会	3月中																																
基準日	12月31日																																
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日																																
1単元の株式数	100株																																
単元未満株式の買取り・買増し																																	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部																																
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社																																
取次所	—																																
買取・買増手数料	無料																																
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL (http://www.senshukai.co.jp/koukoku)																																
株主に対する特典	<p>(優待の内容)</p> <p>通常の株主優待として12月末日及び6月末日現在の当社株主名簿に記録された100株以上の株主様に年2回、所有株数に応じてお買利物券を進呈しております。</p> <p>また、12月末日現在の当社株主名簿に記録された1年以上・100株以上保有の株主様には年1回、長期保有株主様向け株主優待として通常の株主優待にプラスしてお買利物券を進呈しております。</p> <p>① お買利物券の進呈 (年2回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有株数</th> <th>当社お買利物券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100～299株</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>300～499株</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>500～999株</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 長期保有株主優待 (年1回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株数/保有年数</th> <th>1年以上</th> <th>2年以上</th> <th>3年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100～299株</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>300～499株</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>500～999株</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>			所有株数	当社お買利物券	100～299株	1,000円	300～499株	2,000円	500～999株	4,000円	1,000株以上	5,000円	保有株数/保有年数	1年以上	2年以上	3年以上	100～299株	500円	1,000円	1,500円	300～499株	1,000円	1,500円	2,000円	500～999株	1,500円	2,000円	3,000円	1,000株以上	2,000円	3,000円	4,000円
所有株数	当社お買利物券																																
100～299株	1,000円																																
300～499株	2,000円																																
500～999株	4,000円																																
1,000株以上	5,000円																																
保有株数/保有年数	1年以上	2年以上	3年以上																														
100～299株	500円	1,000円	1,500円																														
300～499株	1,000円	1,500円	2,000円																														
500～999株	1,500円	2,000円	3,000円																														
1,000株以上	2,000円	3,000円	4,000円																														

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。
2. 単元未満株式の買取り・買増しを含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっておりますが、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社が直接取り扱うこととなっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第70期）（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）平成27年3月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年3月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第71期第1四半期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）平成27年5月13日関東財務局長に提出

（第71期第2四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月11日関東財務局長に提出

（第71期第3四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成27年3月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成27年5月7日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（筆頭株主及び主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成27年12月8日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（第三者割当による増資）及びその添付書類

平成27年4月17日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正報告書

平成27年4月24日関東財務局長に提出

平成27年4月17日提出の有価証券届出書（第三者割当による増資）に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月29日

株式会社 千趣会

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林 一毅 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千趣会の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社千趣会の平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社千趣会が平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月29日

株式会社 千趣会

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林 一毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千趣会の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。